

◎厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）
（第一条関係）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 厚生年金基金</p> <p>第一節（第七節）（略）</p> <p>第八節 基金間の移行等（第四十一条の二―第四十一条の三の五）</p> <p>第九節 確定拠出年金への移行等（第四十一条の四―第四十一条の七）</p> <p>第十節（略）</p> <p>第二章 企業年金連合会（第四十八条の二―第五十四条）</p> <p>第三章（略）</p> <p>（給与の額の算定方法並びに標準給与の決定及び改定の方法）</p> <p>第十八条 給与の額の算定方法並びに標準給与の決定及び改定の方法については、法第二十一条から第二十五条までの規定の例による。ただし、第十六条ただし書の規定による承認を受けて報酬及び賞与の範囲に含まれない労働の対償の全部又は一部を標準給与の基礎となる給与の範囲に含ませた基金は、その例によるものとされる法第二十一条第一項、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十三條の二第一項及び第二十四条の三の規定にかかわらず、厚生労働大臣の承認を受けて、標準給与の決定及び改定につき別段の定めをすることができる。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 厚生年金基金</p> <p>第一節（第七節）（略）</p> <p>第八節 合併及び分割並びに権利義務の移転及び承継（第四十一条の二・第四十一条の三）</p> <p>第九節 確定拠出年金への移行（第四十一条の四―第四十一条の六）</p> <p>第十節（略）</p> <p>第二章 厚生年金基金連合会（第四十九条―第五十四条）</p> <p>第三章（略）</p> <p>（給与の額の算定方法並びに標準給与の決定及び改定の方法）</p> <p>第十八条 給与の額の算定方法並びに標準給与の決定及び改定の方法については、法第二十一条から第二十五条までの規定の例による。ただし、第十六条ただし書の規定による承認を受けて報酬及び賞与の範囲に含まれない労働の対償の全部又は一部を標準給与の基礎となる給与の範囲に含ませた基金は、その例によるものとされる法第二十一条第一項、第二十二條第一項、第二十三條第一項及び第二十四条の三の規定にかかわらず、厚生労働大臣の承認を受けて、標準給与の決定及び改定につき別段の定めをすることができる。</p>

(老齢年金給付の額の算定の基礎となる加入員であつた期間)

第二十条 (略)

2 加入員の資格を喪失した後、再びもとの基金の加入員の資格を取得した者(加入員の資格を喪失した後に法第四百四十四条の第三項の規定により他の基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継し、又は法第六十条第五項の規定により企業年金連合会(以下「連合会」という。)が老齢年金給付の支給に関する義務を承継した者を除く。)については、老齢年金給付の額の算定の基礎となる加入員であつた期間は、当該基金における前後の加入員であつた期間を合算した期間とする。

第二十一条 加入員の資格を喪失した後、その者が当該資格を喪失する前に使用されていた適用事業所に係る基金につき合併若しくは分割又は法第四百四十四条の二第一項の規定による権利義務の移転があつた場合において、その者が当該適用事業所に係る権利義務を承継する基金の加入員となつたとき(その者が加入員の資格を喪失した後に法第四百四十四条の第三項の規定により他の基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継し、又は法第六十条第五項の規定により連合会が老齢年金給付の支給に関する義務を承継したときを除く。)は、前条第二項中「再びもとの基金」とあるのは「合併若しくは分割があつた基金の権利義務を承継する基金又は法第四百四十四条の二第一項の規定により権利義務を移転した基金の当該権利義務を承継する基金」と、「当該基金」とあるのは「これらの基金」と、それぞれ読み替えて、同項の規定を適用する。

(老齢年金給付の額の算定の基礎となる加入員であつた期間)

第二十条 (略)

2 加入員の資格を喪失した後、再びもとの基金の加入員の資格を取得した者については、老齢年金給付の額の算定の基礎となる加入員であつた期間は、当該基金における前後の加入員であつた期間を合算した期間とする。

第二十一条 加入員の資格を喪失した後、その者が当該資格を喪失する前に使用されていた適用事業所に係る基金につき合併若しくは分割又は法第四百四十四条の二第一項の規定による権利義務の移転があつた場合において、その者が当該適用事業所に係る権利義務を承継する基金の加入員となつたときは、前条第二項中「再びもとの基金」とあるのは「合併若しくは分割があつた基金の権利義務を承継する基金又は法第四百四十四条の二第一項の規定により権利義務を移転した基金の当該権利義務を承継する基金」と、「当該基金」とあるのは「これらの基金」と、それぞれ読み替えて、同項の規定を適用する。

(基金が業務を委託する場合の要件)

第二十八条の二 基金が法第三十条第五項の規定に基づき、その業務の一部を信託会社（信託業務を営む銀行を含む。以下同じ。）、生命保険会社、農業協同組合連合会（全国を地区とし、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号の事業のうち生命共済の事業を行うものに限る。以下同じ。）、連合会その他の法人に委託する場合には、基金の事業の実施に支障を及ぼすことがないよう、委託先の財務内容その他の経営の状況を勘案して委託先を選定しなければならない。

第三十九条の三（略）

2 前項の最低積立基準額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 当該基金の加入員及び加入員であつた者について当該事業年度の末日（次号において「基準日」という。）までの加入員であつた期間（第二十四条、第四十一条の三の五第二項及び第五十二条の五の間（第二十四条、第四十一条の三の五第二項及び第五十二条の五の三第二項に規定する期間並びに確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）第八十八条の三第一項各号に掲げる期間を含む。）に係る年金たる給付（法第百三十二条第二項に規定する額に相当する部分を除く。）又は一時金たる給付に要する費用の額の予想額を計算し、これらの予想額の合計額の現価として厚生労働大臣の定めるところにより計算した額

二 当該基準日における当該基金の加入員及び加入員であつた者に係る法第百六十一条第一項に規定する責任準備金に相当する額（以下「責任準備金相当額」という。）に相当する額

3
(略)

(基金が業務を委託する場合の要件)

第二十八条の二 基金が法第三十条第五項の規定に基づき、その業務の一部を信託会社（信託業務を営む銀行を含む。以下同じ。）、生命保険会社、農業協同組合連合会（全国を地区とし、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号の事業のうち生命共済の事業を行うものに限る。以下同じ。）、厚生年金基金連合会（以下「連合会」という。）その他の法人に委託する場合には、基金の事業の実施に支障を及ぼすことがないよう、委託先の財務内容その他の経営の状況を勘案して委託先を選定しなければならない。

第三十九条の三（略）

2 前項の最低積立基準額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 当該基金の加入員及び加入員であつた者について当該事業年度の末日（次号において「基準日」という。）までの加入員であつた期間（第二十四条に規定する期間を含む。）に係る年金たる給付（法第百三十二条第二項に規定する額に相当する部分を除く。）又は一時金たる給付に要する費用の額の予想額を計算し、これらの予想額の合計額の現価として厚生労働大臣の定めるところにより計算した額

二 当該基準日における当該基金の加入員及び加入員であつた者に係る法第百六十二条の三第一項に規定する責任準備金に相当する額（以下「責任準備金相当額」という。）に相当する額

3
(略)

第八節 基金間の移行等

(設立事業所の一部について行う権利義務の移転)

第四十一条の三 法第百四十四条の二第一項の政令で定める場合は、次のとおりとする。

一 設立事業所の事業主（以下この号において「譲受事業主」という。）が、吸収分割又は営業の全部若しくは一部の譲受けにより、他の基金の設立事業所の事業主（以下この号において「譲渡事業主」という。）からその営業の全部又は一部を承継した場合であつて、譲受事業主が設立する基金が、譲渡事業主の設立事業所に使用される者であつて当該承継された営業の全部又は一部に係る事業に主として従事していたものとして厚生労働省令で定めるものの譲渡事業主が設立した基金に係る年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する権利義務を承継する場合

二 甲基金及び乙基金の規約において、あらかじめ、甲基金の設立事業所に使用される甲基金の加入員の一部（以下この号において「一部移転加入員」という。）に係る年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する権利義務を乙基金が承継することを定める場合（一部移転加入員が乙基金の設立事業所に使用されることとなつたことにより、甲基金の設立事業所に使用されなくなつたときに、当該一部移転加入員の同意を得て当該権利義務の承継を行う場合に限る。）

(設立事業所に係る権利義務の移転を申し出る際の手続等)

第四十一条の三の二 甲基金が、法第百四十四条の二第一項の規定に基づき、甲基金の設立事業所に使用される甲基金の加入員又は加入員で

第八節 合併及び分割並びに権利義務の移転及び承継

(設立事業所の一部について行う権利義務の移転)

第四十一条の三 法第百四十四条の二第一項の政令で定める場合は、設立事業所の事業主（以下この条において「譲受事業主」という。）が、吸収分割又は営業の全部若しくは一部の譲受けにより、他の基金の設立事業所の事業主（以下この条において「譲渡事業主」という。）からその営業の全部又は一部を承継した場合であつて、譲受事業主が設立する基金が、譲渡事業主の設立事業所に使用される者であつて当該承継された営業の全部又は一部に係る事業に主として従事していたものとして厚生労働省令で定めるものの譲渡事業主が設立する基金に係る年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する権利義務を承継する場合とする。

あつた者に係る甲基金の加入員であつた期間に係る年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する権利義務の移転を申し出る場合は、次に掲げる者の同意を得なければならぬ。

一 脱退事業所（法第百四十四条の二第一項に規定する脱退事業所をいう。以下この条において同じ。）の事業主の全部

二 当該脱退事業所に使用される甲基金の加入員の二分の一以上の者
三 甲基金の脱退事業所以外の設立事業所に係る代議員の四分の三以上の者

2 前項の場合において、脱退事業所が二以上であるときは、同項第二号に掲げる者の同意は、各脱退事業所について得なければならぬ。

3 前二項の規定にかかわらず、前条第二号の場合にあつては、第一項第二号及び第三号に掲げる者の同意を要しないものとする。

4 乙基金が、法第百四十四条の二第三項の規定に基づき、脱退事業所に使用される甲基金の加入員又は加入員であつた者に係る年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する権利義務を承継することにより、甲基金の設立事業所が減少することとなるときは、当該脱退事業所については法第百四十四条第一項の規定による同意を得たものとみなす。

5 甲基金が、法第百四十四条の二第一項の規定に基づき、脱退事業所に使用される甲基金の加入員であつた者又はその死亡を支給理由とする甲基金の年金たる給付の受給権を有する者（以下この項において「遺族」という。）に係る年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する権利義務の移転を申し出る場合には、当該甲基金の加入員であつた者又はその遺族の同意を得なければならない。

6 乙基金が、法第百四十四条の二第三項の規定に基づき、脱退事業所に使用される甲基金の加入員又は加入員であつた者に係る年金たる給

付及び一時金たる給付の支給に関する権利義務を承継したときは、当該権利義務が承継された者に係る甲基金の老齢年金給付の額の算定の基礎となる期間は、乙基金の老齢年金給付の額の算定の基礎となる期間とみなす。

(中途脱退者の加入員であつた期間)

第四十一条の三の三 法第四百四十四条の三第一項の当該基金の加入員であつた期間は、老齢年金給付の額の算定の基礎となる加入員であつた期間の計算の例により計算するものとし、第二十四条、第四十一条の三の五第二項及び第五十二条の五の三第二項並びに確定給付企業年金法施行令第八十八条の三第一項の規定により老齢年金給付の額の算定の基礎として用いられるべき期間があるときは、当該加入員であつた期間にその老齢年金給付の額の算定の基礎として用いられるべき期間を加えるものとする。

2 法第四百四十四条の三第一項の政令で定める期間は、二十年とする。

(他の基金への権利義務の移転及び脱退一時金相当額の移換の申出)

第四十一条の三の四 法第四百四十四条の三第一項の規定による中途脱退者に係る老齢年金給付の支給に関する権利義務の移転の申出及び同条第五項の規定による脱退一時金相当額(同項に規定する脱退一時金相当額をいう。以下同じ。)の移換の申出(第五十五条の二第一項において「権利義務の移転等の申出」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、当該中途脱退者が甲基金の加入員の資格を喪失した日から起算して一年を経過する日又は乙基金の加入員の資格を取得した日から起算して三月を経過する日のいずれか早い日までの間に限つて行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申し出な

かつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合における申出は、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに限って行うことができる。

(脱退一時金相当額を移換する場合における加入員期間の取扱い)

第四十一条の三の五 乙基金が法第百四十四条の三第三項の規定により権利義務を承継したときは、当該中途脱退者の甲基金の加入員であった期間は、乙基金の加入員であった期間とみなす。

2 乙基金が法第百四十四条の三第六項の規定により中途脱退者に係る脱退一時金相当額の移換を受けたときは、当該脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間の全部又は一部を、厚生労働省令で定めるところにより、当該中途脱退者に支給する老齢年金給付の額の算定の基礎として用いるものとする。

第九節 確定拠出年金への移行等

(年金給付等積立金の移換)

第四十一条の四 法第百四十四条の五第一項の規定による年金給付等積立金の移換は、次に定めるところにより行うものとする。

一 (略)

二 移換加入員(法第百四十四条の五第二項に規定する移換加入員をいう。以下同じ。)となるべき者の範囲が同条第一項の規約において定められていること。

三・四 (略)

五 移換加入員となるべき者のうち設立事業所の事業主が実施する企

第九節 確定拠出年金への移行

(年金給付等積立金の移換)

第四十一条の四 法第百四十四条の三第一項の規定による年金給付等積立金の移換は、次に定めるところにより行うものとする。

一 (略)

二 移換加入員(法第百四十四条の三第二項に規定する移換加入員をいう。以下同じ。)となるべき者の範囲が同条第一項の規約において定められていること。

三・四 (略)

五 移換加入員となるべき者のうち設立事業所の事業主が実施する企

業型年金（確定拠出年金法第二条第二項に規定する企業型年金をいう。以下同じ。）の資産管理機関（同条第七項第一号ロに規定する資産管理機関をいう。以下同じ。）への移換相当額の移換に代えて移換相当額の支払を受けることを希望するもの（法第百四十四条の五第一項の規約を定めることに同意しない者に限る。）に対して、移換相当額の支払を行う旨を同項の規約で定める場合にあっては、当該移換相当額を一時に支払うものであること。

六（略）

（残余財産の移換）

第四十一条の五 法第百四十四条の五第四項の規定による残余財産の移換は、次に定めるところにより行うものとする。

一（略）

二 残余財産の移換に係る法第百四十七条第四項に規定する者の範囲及び個人別管理資産に充てる額の算定方法が法第百四十四条の五第四項の規約において定められていること。

三（略）

（資産の移換をする場合の掛金の一括徴収）

第四十一条の六 基金が法第百四十四条の五第一項の規定に基づき年金給付等積立金を移換する場合において、規約変更日における年金給付等積立金（移換加入員に係る移換相当額の合計額を除く。）の額が第四十一条の四第六号イ及びロに規定する額のいずれか高い額を下るときは、法第百三十八条第二項の規定にかかわらず、当該基金は、当該下る額を、設立事業所の事業主から掛金として一括して徴収するものとする。

業型年金（確定拠出年金法第二条第二項に規定する企業型年金をいう。以下同じ。）の資産管理機関（同条第七項第一号ロに規定する資産管理機関をいう。以下同じ。）への移換相当額の移換に代えて移換相当額の支払を受けることを希望するもの（法第百四十四条の三第一項の規約を定めることに同意しない者に限る。）に対して、移換相当額の支払を行う旨を同項の規約で定める場合にあっては、当該移換相当額を一時に支払うものであること。

六（略）

（残余財産の移換）

第四十一条の五 法第百四十四条の三第四項の規定による残余財産の移換は、次に定めるところにより行うものとする。

一（略）

二 残余財産の移換に係る法第百四十七条第四項に規定する者の範囲及び個人別管理資産に充てる額の算定方法が法第百四十四条の三第四項の規約において定められていること。

三（略）

（資産の移換をする場合の掛金の一括徴収）

第四十一条の六 基金が法第百四十四条の三第一項の規定に基づき年金給付等積立金を移換する場合において、規約変更日における年金給付等積立金（移換加入員に係る移換相当額の合計額を除く。）の額が第四十一条の四第六号イ及びロに規定する額のいずれか高い額を下るときは、法第百三十八条第二項の規定にかかわらず、当該基金は、当該下る額を、設立事業所の事業主から掛金として一括して徴収するものとする。

(確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換の申出)

第四十一条の七 第四十一条の三の四の規定は、法第百四十四条の六第一項の規定による中途脱退者に係る脱退一時金相当額の企業型年金の資産管理機関又は確定拠出年金法第二条第五項に規定する連合会(第五十二条の五の二第三項において「国民年金基金連合会」という。)への移換の申出について準用する。この場合において、第四十一条の三の四第一項中「第百四十四条の三第一項の規定による中途脱退者に係る老齢年金給付の支給に関する権利義務の移換の申出及び同条第五項」とあるのは「第百四十四条の六第一項」と、「同項」とあるのは「法第百四十四条の三第五項」と、「甲基金」とあるのは「基金」と、「乙基金の加入員」とあるのは「企業型年金加入者(確定拠出年金法第二条第八項に規定する企業型年金加入者をいう。)又は個人型年金加入者(同条第十項に規定する個人型年金加入者をいう。)」と読み替えるものとする。

第二章 企業年金連合会

(会員の資格)

第四十八条の二 法第百五十八条の五第二号の政令で定める年金制度は、企業型年金とする。

(連合会の附帯事業)

第四十九条 法第百五十九条第四項第二号の規定により連合会が行うことが出来る事業は、次に掲げるものとする。

- 一 会員の行う事業についての助言及び連絡

第二章 厚生年金基金連合会

(連合会の附帯事業)

第四十九条 法第百五十九条第三項第二号の規定により連合会が行うことが出来る事業は、次に掲げるものとする。

- 一 会員である基金の行う事業についての指導及び連絡

- 二 会員に関する教育、情報の提供及び相談
- 三 会員の行う事業及び年金制度に関する調査及び研究
- 四 前三号に掲げるもののほか、会員の健全な発展を図るために必要な事業

(連合会が業務の一部を委託することができる法人)

第五十条 法第百五十九条第七項の規定に基づき、連合会がその業務の一部を信託会社、生命保険会社及び農業協同組合連合会以外の法人に委託する場合にあつては、第二十九条第一項に規定する指定法人に委託するものとする。

- 二 基金に関する教育、情報の提供及び相談
- 三 基金の行う事業及び年金制度に関する調査及び研究
- 四 前三号に掲げるもののほか、会員である基金の健全な発展を図るために必要な事業

(連合会が業務の一部を委託することができる法人)

第四十九条の二 法第百五十九条第六項の規定に基づき、連合会がその業務の一部を信託会社、生命保険会社及び農業協同組合連合会以外の法人に委託する場合にあつては、第二十九条第一項に規定する指定法人に委託するものとする。

(中途脱退者の加入員であつた期間)

第五十条 法第百六十条第一項に規定する政令で定める期間は、十五年とする。

2 法第百六十条第一項に規定する当該基金の加入員であつた期間は、老齢年金給付の額の算定の基礎となる加入員であつた期間の計算の例により計算するものとし、第二十四条の規定により老齢年金給付の額の算定の基礎として用いられるべき期間があるときは、当該加入員であつた期間にその老齢年金給付の額の算定の基礎として用いられるべき期間を加えるものとする。

(老齢年金給付等の支給に関する義務の移転の申出)

第五十一条 法第百六十条第一項の規定による中途脱退者に係る老齢年金給付(法第百六十条の二第三項の規定により連合会が当該老齢年金給付の額を加算して支給するものとされている場合にあつては、当該加算された額の老齢年金給付とし、同項の規定により連合会が一時金

(老齢年金給付等の支給に関する義務の移転の申出)

第五十一条 法第百六十条第一項の規定による中途脱退者に係る老齢年金給付(法第百六十条の二第三項の規定により連合会が当該老齢年金給付の額を加算して支給するものとされている場合にあつては、当該加算された額の老齢年金給付とし、同項の規定により連合会が一時金

たる給付を支給するものとされている場合にあつては、当該一時金たる給付を含む。)の支給に関する義務の移転の申出は、厚生労働省令で定めるところにより、当該中途脱退者が当該基金の加入員の資格を喪失した日から起算して一年を経過する日までの間に限つて行うことができる。

2 第四十一条の三の四第一項ただし書及び第二項の規定は、前項の申出について準用する。

(現価相当額の計算)

第五十二条 法第六十条第四項の規定による現価相当額の計算は、当該中途脱退者が老齢年金給付を受ける権利を取得した場合における当該老齢年金給付の額について、厚生労働大臣の定めるところにより行うものとする。

たる給付を支給するものとされている場合にあつては、当該一時金たる給付(法第六十二条の二の規定により読み替えて適用する法第六十条の二第三項の規定により連合会が当該一時金たる給付の額を加算して支給するものとされている場合にあつては、当該加算された額の一時金たる給付)を含む。)の支給に関する義務の移転の申出は、厚生労働省令の定めるところにより、当該中途脱退者が当該基金の加入員の資格を喪失した日の属する月の翌月から起算して三月以内に限つて行うことができる。ただし、天災その他申し出なかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合における申出は、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに限つて行うことができる。

(現価相当額の計算)

第五十二条 法第六十条第四項及び第六十一条第三項に規定する現価相当額の計算は、次の各号に掲げるところによるものとする。

一 当該中途脱退者が老齢年金給付を受ける権利を取得した場合における当該老齢年金給付の額(法第六十条の二第三項の規定により連合会が当該老齢年金給付の額を加算して支給するものとされている場合にあつては、当該加算額を控除した額。以下この号及び次号において同じ。)については、厚生労働大臣の定めるところにより行う。

二 法第六十条の二第三項の規定により連合会が当該老齢年金給付の額を加算して支給するものとされている場合における当該加算額及び同項の規定により連合会が支給するものとされている一時金たる給付(法第六十二条の二の規定により読み替えて適用する法第六十条の二第三項の規定により連合会が当該一時金たる給付の額

(老齡年金給付等の加算額等の基準)

第五十二条の二 法第六十条の二第三項及び第六十一条第五項の規定により連合会が老齡年金給付の額に加算する額及び支給する一時金たる給付並びに法第六十二条第二項の規定により連合会が支給する死亡又は障害を支給理由とする年金たる給付又は一時金たる給付の額は、法第六十条の二第三項、第六十一条第五項及び第六十二条第二項に規定する交付金並びにその運用収入の額に照らし、厚生労働省令で定めるところにより、将来にわたつて、財政の均衡を保つことができるように計算されるものでなければならない。

(老齡年金給付の加算額の算定方法)

第五十二条の三 法第六十条の二第三項及び第六十一条第五項の規定により老齡年金給付の額に加算する額の算定方法は、連合会の規約の定めるところによらなければならない。

(連合会遺族給付金)

第五十二条の四 法第六十二条第二項の規定により連合会が支給する死亡を支給理由とする年金たる給付又は一時金たる給付（以下「連合会遺族給付金」という。）は、規約で定めるところにより、次に掲げる者に支給するものとする。

一 (略)

を加算して支給するものとされている場合にあつては、当該加算された額の一時金たる給付の額については、連合会の規約の定めるところにより行う。

(老齡年金給付等の加算額等の基準)

第五十二条の二 法第六十条の二第三項及び第六十二条の三第五項の規定により連合会が老齡年金給付の額に加算する額及び支給する一時金たる給付並びに法第六十二条の四第二項の規定により連合会が支給する死亡又は障害を支給理由とする年金たる給付又は一時金たる給付の額は、法第六十条の二第三項、第六十二条の三第五項及び第六十二条の四第二項に規定する交付金並びにその運用収入の額に照らし、厚生労働省令で定めるところにより、将来にわたつて、財政の均衡を保つことができるように計算されるものでなければならない。

(老齡年金給付の加算額の算定方法)

第五十二条の三 法第六十条の二第三項及び第六十二条の三第五項の規定により老齡年金給付の額に加算する額の算定方法は、連合会の規約の定めるところによらなければならない。

(連合会遺族給付金)

第五十二条の四 法第六十二条の四第二項の規定により連合会が支給する死亡を支給理由とする年金たる給付又は一時金たる給付（以下「連合会遺族給付金」という。）は、規約で定めるところにより、次に掲げる者に支給するものとする。

一 (略)

二 法第六十二條第二項の規定により連合会が支給する障害を支給理由とする給付（以下「連合会障害給付金」という。）の受給権者の遺族

255 (略)

(連合会から基金等への年金給付等積立金の移換等の申出)

第五十二條の五の二 法第六十五條第一項の規定による中途脱退者等（同項に規定する中途脱退者等をいう。以下同じ。）に係る老齡年金給付の支給に関する権利義務の移轉の申出及び同條第五項の規定による年金給付等積立金（同條第一項の老齡年金給付に充てるべき積立金を除く。以下この條、次條第二項及び第三項並びに第五十五條の第二項及び第四項において同じ。）の移換の申出は、厚生労働省令で定めるところにより、当該中途脱退者等が基金の加入員の資格を取得した日から起算して三月を経過する日までの間に限つて行うことができる。

2 前項の規定は、法第六十五條の二第一項の規定による中途脱退者等に係る年金給付等積立金の確定給付企業年金の資産管理運用機関等（確定給付企業年金法第三十條第三項に規定する資産管理運用機関等をいう。次條第三項において同じ。）への移換の申出について準用する。この場合において、前項中「第六十五條第一項の規定による中途脱退者等（同項に規定する中途脱退者等をいう。以下同じ。）に係る老齡年金給付の支給に関する権利義務の移轉の申出及び同條第五項」とあるのは「第六十五條の二第一項」と、「基金の加入員」とあるのは「確定給付企業年金の加入者」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、法第六十五條の三第一項の規定による中途脱退者等に係る年金給付等積立金の企業型年金の資産管理機関又は国民年

二 法第六十二條の四第二項の規定により連合会が支給する障害を支給理由とする給付（以下「連合会障害給付金」という。）の受給権者の遺族

255 (略)

金基金連合会への移換の申出について準用する。この場合において、第一項中「第六百六十五条第一項の規定による中途脱退者等（同項に規定する中途脱退者等をいう。以下同じ。）に係る老齢年金給付の支給に関する権利義務の移転の申出及び同条第五項」とあるのは「第六百六十五条の三第一項」と、「基金の加入員」とあるのは「企業型年金加入者（確定拠出年金法第二条第八項に規定する企業型年金加入者をいう。）又は個人型年金加入者（同条第十項に規定する個人型年金加入者をいう。）」と読み替えるものとする。

4 第四十一条の三の四第一項ただし書及び第二項の規定は、前三項の申出について準用する。

（連合会から基金等へ年金給付等積立金を移換する場合等における加入員期間等の取扱い）

第五十二条の五の三 甲基金が法第六百六十五条第三項の規定により権利義務を承継したときは、当該中途脱退者等に係る法第六十条第五項の規定により連合会が当該老齢年金給付の支給に関する義務を承継した乙基金又は法第六十一条第一項の解散した丙基金（次項において「解散基金」という。）の加入員であつた期間は、甲基金の加入員であつた期間とみなす。

2 基金が法第六百六十五条第六項の規定により当該中途脱退者等に係る年金給付等積立金の移換を受けたときは、法第六十条の二第二項の規定により連合会に交付された脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間又は解散基金の加入員であつた期間（次項において「算定基礎期間等」という。）の全部又は一部を、厚生労働省令で定めるところにより、当該中途脱退者等に支給する老齢年金給付の額の算定の基礎として用いるものとする。

3 確定給付企業年金の資産管理運用機関等が法第六十五條の二第二

項の規定により当該中途脱退者等に係る年金給付等積立金の移換を受けたときは、当該確定給付企業年金の事業主等（確定給付企業年金法第二十九條第一項に規定する事業主等をいう。）は、算定基礎期間等の全部又は一部を、厚生労働省令で定めるところにより、当該中途脱退者等に係る確定給付企業年金の加入者期間（同法第二十八條第一項に規定する加入者期間をいう。）に算入するものとする。

（年金給付等積立金の計算）

第五十二條の五の四 法第六十五條第四項に規定する年金給付等積立金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 当該中途脱退者等が中途脱退者である場合 当該中途脱退者等が老齡年金給付を受ける権利を取得した場合における当該老齡年金給付の額（法第六十條の二第三項の規定により連合会が当該老齡年金給付の額を加算して支給するものとされている場合にあつては、当該加算額を控除した額）について第五十二條の規定の例により計算した額

二 当該中途脱退者等が解散基金加入員（確定給付企業年金法第一百條の二第六項の規定により解散基金加入員とみなされた者を含む。）である場合 法第八十五條の二に規定する責任準備金に相当する額に、当該中途脱退者等に係る法附則第三十條第三項において準用する同條第二項に規定する過去期間代行給付現価の額（以下この号において「過去期間代行給付現価の額」という。）を連合会の過去期間代行給付現価の額の総額で除して得た率を乗じて得た額として厚生労働大臣の定めるところにより計算した額

(準用規定)

第五十四条 (略)

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第二十八条の二	法第百三十条第五項 、連合会その他の法人	法第百五十九条第七項 その他の法人
(略)	(略)	(略)

(中途脱退者等への説明義務)

第五十五条の二 基金は、当該基金の加入員が当該加入員の資格を喪失したときは、厚生労働省令で定めるところにより、権利義務の移転等の申出及び法第百四十四条の六第一項の規定に基づく脱退一時金相当額の移換の申出の期限その他老齢年金給付の支給に関する権利義務の移転又は脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項について、当該加入員の資格を喪失した者に説明しなければならない。

2 基金は、当該基金の加入員の資格を取得した者が、当該基金へ老齢年金給付の支給に関する権利義務を移転することができるものであるとき又は年金給付等積立金若しくは脱退一時金相当額を移換することができるものであるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当

(準用規定)

第五十四条 (略)

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第二十八条の二	法第百三十条第五項 、厚生年金基金連合会(以下「連合会」という。)その他の法人	法第百五十九条第六項 その他の法人
(略)	(略)	(略)

該加入員の資格を取得した者に係る当該基金の給付に関する事項その他老齢年金給付の支給に関する権利義務の移転又は年金給付等積立金若しくは脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項について、当該加入員の資格を取得した者に説明しなければならない。

3 連合会は、中途脱退者の求めがあつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該中途脱退者に係る連合会の給付に関する事項その他老齢年金給付の支給に関する義務の移転又は脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項について、当該中途脱退者に説明しなければならない。

4 確定給付企業年金の事業主等は、当該確定給付企業年金の加入者の資格を取得した者が、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等へ年金給付等積立金を移換することができるものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該加入者の資格を取得した者に係る当該確定給付企業年金の給付に関する事項その他年金給付等積立金の移換に関して必要な事項について、当該加入者の資格を取得した者に説明しなければならない。

第五十五条の三 (略)

第五十五条の四 (略)

(連合会に行わせる事務)

第六十七条 (略)

2 法附則第三十九条第一項の規定により連合会の業務が行われる場合には、法第百五十九条第七項中「その業務」とあるのは、「その業務(附則第三十九条第一項の規定により連合会が行うものを除く。)」

第五十五条の二 (略)

第五十五条の三 (略)

(連合会に行わせる事務)

第六十七条 (略)

2 法附則第三十九条第一項の規定により連合会の業務が行われる場合には、法第百五十九条第六項中「その業務」とあるのは、「その業務(附則第三十九条第一項の規定により連合会が行うものを除く。)」

とする。

附 則

(年金給付等積立金の積立てに関する特例)

第五条 第三十九条の二第二項の責任準備金の額は、法第八十一条第五項の保険料率に変更されるまでの間、第三十九条の二第三項の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

一 (略)

二 毎事業年度の末日における当該基金の加入員及び加入員であつた者に係る法第六十一条第一項に規定する責任準備金に相当する額に相当する額

2 (略)

第六条 前条の規定は、第五十四条において準用する第三十九条の二第二項の責任準備金の額について準用する。この場合において、前条第一項第一号中「掛金収入(代行給付に要する費用に係るものを除く。)(の額)とあるのは「連合会が法に基づき基金又は解散した基金から交付を受ける額(代行給付に要する費用に係るものを除く。)」と、同項第二号中「当該基金の加入員及び加入員であつた者に係る法第六十一条第一項」とあるのは「当該連合会が老齢年金給付の支給に関する義務を負っている者に係る法第八十五条の二」と読み替えるものとする。

(基金の解散時における掛金の徴収に係る経過措置)

第八条 平成十四年四月一日前に設立された基金(同日以後に当該基金

とする。

附 則

(年金給付等積立金の積立てに関する特例)

第五条 第三十九条の二第二項の責任準備金の額は、法第八十一条第五項の保険料率に変更されるまでの間、第三十九条の二第三項の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

一 (略)

二 毎事業年度の末日における当該基金の加入員及び加入員であつた者に係る法第六十二条の三第一項に規定する責任準備金に相当する額に相当する額

2 (略)

第六条 前条の規定は、第五十四条において準用する第三十九条の二第二項の責任準備金の額について準用する。この場合において、前条第一項第一号中「掛金収入(代行給付に要する費用に係るものを除く。)(の額)とあるのは「連合会が法に基づき基金又は解散した基金から交付を受ける額(代行給付に要する費用に係るものを除く。)」と、同項第二号中「当該基金の加入員及び加入員であつた者に係る法第六十二条の三第一項」とあるのは「当該連合会が老齢年金給付の支給に関する義務を負っている者に係る法第八十五条の二」と読み替えるものとする。

(基金の解散時における掛金の徴収に係る経過措置)

第八条 平成十四年四月一日前に設立された基金(同日以後に当該基金

が合併し、又は分割したことにより設立された基金を含み、法第百四十四條の五第四項の規定により残余財産の全部又は一部を資産管理機関に移換する基金、確定給付企業年金法第百十一條第三項の規定により解散の認可があつたものとみなされた基金及び同法第百十二條第五項の規定により解散した基金とみなされた企業年金基金を除く。）に對する第三十三條の三の規定の適用については、当分の間、同条中「基金が解散する日」とあるのは「基金が解散する日における法第百六十一條第一項に規定する責任準備金に相当する額以上当該解散する日」と、「最低積立基準額」とあるのは「最低積立基準額以下で規約で定める額」とする。

(削除)

が合併し、又は分割したことにより設立された基金を含み、法第百四十四條の三第四項の規定により残余財産の全部又は一部を資産管理機関に移換する基金、確定給付企業年金法第百十一條第三項の規定により解散の認可があつたものとみなされた基金及び同法第百十二條第五項の規定により解散した基金とみなされた企業年金基金を除く。）に對する第三十三條の三の規定の適用については、当分の間、同条中「基金が解散する日」とあるのは「基金が解散する日における法第百六十二條の三第一項に規定する責任準備金に相当する額以上当該解散する日」と、「最低積立基準額」とあるのは「最低積立基準額以下で規約で定める額」とする。

（基金の権利義務を承継した確定給付企業年金の中途脱退者の取扱い）

第九條 当分の間、確定給付企業年金（確定給付企業年金法第百十一條第二項又は第百十二條第四項の規定に基づき、基金（平成十四年四月一日前に設立された基金（同日以後に当該基金が合併し、又は分割したことにより設立された基金を含む。）に限る。以下この条及び次條第一項において同じ。）の加入員及び加入員であつた者に係る給付の支給に關する権利義務を承継した規約型企業年金を実施する事業主又は企業年金基金（以下この条及び次條第一項において「確定給付企業年金事業主等」という。）が実施するものに限る。以下この条及び次條第一項において同じ。）の加入者の資格を喪失した者であつて次に掲げる要件を満たすものは、法第百六十條第一項に規定する中途脱退者とみなす。

一 確定給付企業年金法第二十九條第一項第二号に規定する脱退一時金（同法第四十一條第二項第一号に係るものに限る。）の受給権者

であること。

二 確定給付企業年金事業主等が給付の支給に関する権利義務を承継した基金の加入員であつた期間を有すること。

三 確定給付企業年金法第二十八条第一項に規定する加入者期間（前号の加入員であつた期間を含む。）が十五年に満たないこと。

2 前項の規定により中途脱退者とみなされた者については、法第六十六条及び第六十一条から第六十二条の二までの規定は適用せず、法第五十九条及び第六十条の二の規定の適用については、法第五十九条第一項中「中途脱退者及び」とあるのは「中途脱退者及び厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する第六十条の二第一項の規定による申出に係る中途脱退者並びに」と、法第六十条の二第一項中「基金」とあるのは「確定給付企業年金事業主等（厚生年金基金令附則第九条第一項に規定する確定給付企業年金事業主等をいう。以下同じ。）」と、「前条第一項の規定による申出に係る」とあるのは「同項の規定に基づく」と、「第三十条第二項の一時金たる給付」とあるのは「確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第四十一条第一項に規定する脱退一時金」と、同条第二項中「基金」とあるのは「確定給付企業年金事業主等」と、「当該中途脱退者に係る前条第三項の規定による現価相当額の交付をするときに」とあるのは「連合会の規約で定めるところにより」と、同条第三項中「政令の」とあるのは「連合会の規約で」と、「老齢年金給付の額を加算し、」とあるのは「老齢年金給付」と、同条第四項中「基金」とあるのは「確定給付企業年金事業主等」と、同条第五項中「老齢年金給付の額を加算し、」とあるのは「老齢年金給付」と、「前条第六項の規定による通知に併せて、その旨」とあるのは「その旨」とする。

(基金の権利義務を承継した確定給付企業年金の終了制度加入者等の取扱い)

第十条 当分の間、確定給付企業年金法第八十三条の規定により終了した確定給付企業年金の終了制度加入者等（同法第八十九条第六項に規定する終了制度加入者等をいう。以下この項において同じ。）であつて確定給付企業年金事業主等が給付の支給に関する権利義務を承継した基金の加入員であつた期間を有するもの及びその遺族は法第四百四十七條第四項に規定する者と、これらの者に係る確定給付企業年金法第八十九条第六項に規定する残余財産は法第四百四十七條第四項に規定する残余財産と、当該終了制度加入者等であつて当該基金の加入員であつた期間を有するものは法第四百四十九條第一項に規定する解散基金加入員と、それぞれみなす。

2 前項の規定により法第四百四十七條第四項に規定する者とみなされたもの、法第四百四十七條第四項に規定する残余財産とみなされたもの及び法第四百四十九條第一項に規定する解散基金加入員とみなされたものについては、法第五百五十九條第三項第一号及び第六十二条の三第一項から第三項までの規定は適用せず、法第五百五十九條第一項、第六十二条の三第四項から第八項まで及び第六十二条の四の規定の適用については、法第五百五十九條第一項中「解散基金加入員」とあるのは「解散基金加入員並びに厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）附則第十条第二項の規定により読み替えて適用する第六十二条の三第四項の規定による申出に係る者」と、法第六十二条の三第四項中「解散した基金は、規約」とあるのは「確定給付企業年金法第八十三条の規定により終了した確定給付企業年金に係る確定給付企業年金事業主等（厚生年金基金令附則第九条第一項に規定する確定給

付企業年金事業主等をいう。次条第一項において同じ。)は、規約(確定給付企業年金法第三条第一項に規定する規約をいう。次条第一項において同じ。)と、「第百四十七条第四項」とあるのは「確定給付企業年金法第八十九条第六項」と、同条第五項中「政令の」とあるのは「連合会の規約で」と、「老齡年金給付の額を加算し、」とあるのは「老齡年金給付」と、同条第六項中「第百四十七条第四項」とあるのは「確定給付企業年金法第八十九条第六項」と、同条第七項中「老齡年金給付の額を加算し、」とあるのは「老齡年金給付」と、法第百六十二条の四第一項中「解散した基金」とあるのは「確定給付企業年金法第八十三条の規定により終了した確定給付企業年金に係る確定給付企業年金事業主等」と、「前条第四項」とあるのは「厚生年金基金令附則第十条第二項の規定により読み替えて適用する第百六十二条の三第四項」と、同条第二項中「政令」とあるのは「連合会の規約」と、同条第三項中「前条第六項及び第七項」とあるのは「厚生年金基金令附則第十条第二項の規定により読み替えて適用する第百六十二条の三第六項及び第七項」と、「第百六十二条の四第二項」とあるのは「厚生年金基金令附則第十条第二項の規定により読み替えて適用する第百六十二条の四第二項」と、「老齡年金給付の額を加算し、」とあるのは「老齡年金給付」と、同条第四項中「前条第七項」とあるのは「厚生年金基金令附則第十条第二項の規定により読み替えて適用する第百六十二条の三第七項」とする。

◎確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）
（第二条関係）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第四章 個人別管理資産の移換（第四十五条の二―第四十六条の二）</p> <p>第五章（略）</p> <p>第六章 雑則（第五十五条―第六十条）</p> <p>附則（略）</p> <p>（事業主への返還に係る事業主掛金）</p> <p>第二条 法第三条第三項第十号の政令で定める事業主掛金に相当する部分は、当該企業型年金を実施する同項第一号に規定する事業主（第三十五条第二号を除き、以下単に「事業主」という。）が拠出した事業主掛金の額（次の各号に掲げる者に係る事業主掛金の額を除く。）とする。ただし、当該事業主に資産を返還する日における個人別管理資産額（当該各号に掲げる者に係る個人別管理資産額を除き、法第五十四条第一項、第五十四条の二第二項又は第八十条第一項若しくは第二項の規定により資産が移換された者にあつては、当該個人別管理資産額のうち当該事業主掛金を原資とする部分の額に限る。）がこの項本文に規定する事業主掛金の額より少ないときは、当該個人別管理資産額とする。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 個人別管理資産の移換（第四十五条の二・第四十六条）</p> <p>第五章（略）</p> <p>第六章 雑則（第五十五条―第五十九条）</p> <p>附則（略）</p> <p>（事業主への返還に係る事業主掛金）</p> <p>第二条 法第三条第三項第十号の政令で定める事業主掛金に相当する部分は、当該企業型年金を実施する同項第一号に規定する事業主（第三十五条第二号を除き、以下単に「事業主」という。）が拠出した事業主掛金の額（次の各号に掲げる者に係る事業主掛金の額を除く。）とする。ただし、当該事業主に資産を返還する日における個人別管理資産額（当該各号に掲げる者に係る個人別管理資産額を除き、法第五十四条第一項又は法第八十条第一項若しくは第二項の規定により資産が移換された者にあつては、当該個人別管理資産額のうち当該事業主掛金を原資とする部分の額に限る。）がこの項本文に規定する事業主掛金の額より少ないときは、当該個人別管理資産額とする。</p> <p>一・二（略）</p>

(企業型年金に係る規約に定めるその他の事項)

第三条 (略)

一、四 (略)

五 法第五十四条の二第一項の規定による脱退一時金相当額等(同項に規定する脱退一時金相当額等をいう。以下同じ。)の移換に関する事項

六 (略)

(他の制度の資産の移換の基準)

第二十二条 法第五十四条第一項の規定による資産の移換の受入れは、次に掲げる資産について行うものとする。

一 当該実施事業所の事業主の設立に係る厚生年金基金の厚生年金保険法第百三十条の二第二項に規定する年金給付等積立金であつて、当該厚生年金基金が同法第百四十四条の五第一項の規定により当該資産管理機関に移換するもの(当該厚生年金基金の加入員又は加入員であつた者が、その者が負担した掛金(同法第百四十条第一項の規定による徴収金を含む。)を原資とする部分(以下この号及び次号において「本人負担分」という。)の移換に同意しない場合にあつては、当該本人負担分を除く。)

二 当該実施事業所の事業主の設立に係る厚生年金基金が解散した場合における当該厚生年金基金の残余財産であつて、当該厚生年金基金が厚生年金保険法第百四十四条の五第四項の規定により当該資産管理機関に移換するもの(当該厚生年金基金の加入員又は加入員であつた者が本人負担分の移換に同意しない場合にあつては、当該本人負担分を除く。)

(企業型年金に係る規約に定めるその他の事項)

第三条 (略)

一、四 (略)

五 (略)

(他の制度の資産の移換の基準)

第二十二条 法第五十四条第一項の規定による資産の移換の受入れは、次に掲げる資産について行うものとする。

一 当該実施事業所の事業主の設立に係る厚生年金基金の厚生年金保険法第百三十条の二第二項に規定する年金給付等積立金であつて、当該厚生年金基金が同法第百四十四条の三第一項の規定により当該資産管理機関に移換するもの(当該厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者が負担した掛金(同法第百四十条第一項の規定による徴収金を含む。)を原資とする部分を除く。)

二 当該実施事業所の事業主の設立に係る厚生年金基金が解散した場合における当該厚生年金基金の残余財産であつて、当該厚生年金基金が厚生年金保険法第百四十四条の三第四項の規定により当該資産管理機関に移換するもの(当該厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者が負担した掛金(同法第百四十条第一項の規定による徴収金を含む。)を原資とする部分を除く。)

三 当該実施事業所の事業主の実施に係る確定給付企業年金の確定給付企業年金法第五十九条に規定する積立金であつて、当該確定給付企業年金の事業主等（同法第二十九条第一項に規定する事業主等という。次号において同じ。）が同法第百十七条第一項の規定により当該資産管理機関に移換するもの（当該確定給付企業年金の加入者又は加入者であつた者が、その者が負担した掛金を原資とする部分（以下この号及び次号において「本人負担分」という。）の移換に同意しない場合にあつては、当該本人負担分を除く。）

四 当該実施事業所の事業主の実施に係る確定給付企業年金が終了した場合における当該確定給付企業年金の残余財産であつて、当該確定給付企業年金の事業主等が確定給付企業年金法第百十七条第四項の規定により当該資産管理機関に移換するもの（当該確定給付企業年金の加入者又は加入者であつた者が本人負担分の移換に同意しない場合にあつては、当該本人負担分を除く。）

五（略）

2（略）

（通算加入者等期間に算入される期間）

第二十四条 法第五十四条第二項の政令で定める期間は、同条第一項の規定により移換を受けた資産の額の算定の基礎となつた期間として厚生労働省令で定める期間とする。

2 前項の規定は、法第五十四条の二第一項の規定により企業型年金の資産管理機関が脱退一時金相当額等の移換を受けた場合について準用する。この場合において、前項中「第五十四条第二項」とあるのは「第五十四条の二第二項」と、「資産」とあるのは「脱退一時金相当額等」と読み替えるものとする。

三 当該実施事業所の事業主の実施に係る確定給付企業年金の確定給付企業年金法第五十九条に規定する積立金であつて、当該確定給付企業年金の事業主等（同法第二十九条第一項に規定する事業主等という。次号において同じ。）が同法第百十七条第一項の規定により当該資産管理機関に移換するもの（当該確定給付企業年金の加入者及び加入者であつた者が負担した掛金を原資とする部分を除く。）

四 当該実施事業所の事業主の実施に係る確定給付企業年金が終了した場合における当該確定給付企業年金の残余財産であつて、当該確定給付企業年金の事業主等が確定給付企業年金法第百十七条第四項の規定により当該資産管理機関に移換するもの（当該確定給付企業年金の加入者及び加入者であつた者が負担した掛金を原資とする部分を除く。）

五（略）

2（略）

（通算加入者等期間に算入される期間）

第二十四条 法第五十四条第二項の政令で定める期間は、同条第一項の規定により移換を受けた資産の額の算定の基礎となつた期間として厚生労働省令で定める期間とする。

(脱退一時金相当額等の移換に関する事項の説明義務)

第二十五条 事業主は、その実施する企業型年金の加入者の資格を取得した者が、当該企業型年金の資産管理機関へ脱退一時金相当額等を移換することができるものであるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該脱退一時金相当額等の移換の申出の期限その他脱退一時金相当額等の移換に関して必要な事項について、当該加入者の資格を取得した者に説明しなければならない。

(移換対象者に係る事項の通知)

第二十六条 厚生年金基金(解散した厚生年金基金を含む。以下この条において同じ。)、企業年金基金(解散した企業年金基金を含む。以下この条において同じ。)、実施事業所の事業主及び企業年金連合会(厚生年金保険法第四百九条第一項の企業年金連合会をいう。)は、法第五十四条第一項又は第五十四条の二第一項の規定により資産管理機関に資産(脱退一時金相当額等を含む。以下この条及び第五十九条第一項第三号において同じ。)の移換を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、移換対象者(法第五十四条第一項又は第五十四条の二第一項の規定による移換に係る資産が個人別管理資産に充てられる者をいう。以下この条において同じ。)に係る次に掲げる事項を当該企業型年金に係る企業型記録関連運営管理機関(法第十六条第一項に規定する企業型記録関連運営管理機関をいい、厚生年金基金及び企業年金基金にあつては、移換対象者に係る法第二条第七項第一号に規定する記録関連業務を行う事業主を含む。)に通知しなければならない。

一・二 (略)

第二十五条 削除

(移換対象者に係る事項の通知)

第二十六条 厚生年金基金(解散した厚生年金基金を含む。以下この条において同じ。)、企業年金基金(解散した企業年金基金を含む。以下この条において同じ。)、及び実施事業所の事業主は、法第五十四条第一項の規定により資産管理機関に資産の移換を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、移換対象者(同項の規定による移換に係る資産が個人別管理資産に充てられる者をいう。以下この条において同じ。)に係る次に掲げる事項を当該企業型年金に係る企業型記録関連運営管理機関(法第十六条第一項に規定する企業型記録関連運営管理機関をいい、厚生年金基金及び企業年金基金にあつては、移換対象者に係る法第二条第七項第一号に規定する記録関連業務を行う事業主を含む。)に通知しなければならない。

一・二 (略)

三 法第五十四条第二項又は第五十四条の二第二項の規定により法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入する期間があるときは、当該通算加入者等期間に関する事項

(個人型年金に係る規約に定めるその他の事項)

第二十七条 法第五十五条第二項第八号の政令で定める事項は、次のとおりとする。

一～五 (略)

六 法第七十四条の二第一項の規定による脱退一時金相当額等の移換に関する事項

七・八 (略)

(準用)

第三十八条 (略)

2 第二十四条第一項、第二十五条及び第二十六条の規定は、法第七十四条の二第一項の規定により連合会が脱退一時金相当額等の移換を受ける場合について準用する。この場合において、第二十四条第一項中「第五十四条第二項」とあるのは「第七十四条の二第二項」と、「資産」とあるのは「脱退一時金相当額等」と、第二十五条中「事業主」とあるのは「連合会」と、「その実施する企業型年金の加入者」とあるのは「個人型年金の加入者」と、「当該企業型年金の資産管理機関」とあるのは「連合会」と、第二十六条各号列記以外の部分中「第五十四条第一項又は第五十四条の二第一項」とあるのは「第七十四条の二第一項」と、「資産管理機関に資産(脱退一時金相当額等を含む。以下この条及び第五十九条第一項第三号において同じ。)」とあるのは「連合会に脱退一時金相当額等」と、「資産が」とあるのは「脱退

三 法第五十四条第二項の規定により法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入する期間があるときは、当該通算加入者等期間に関する事項

(個人型年金に係る規約に定めるその他の事項)

第二十七条 法第五十五条第二項第八号の政令で定める事項は、次のとおりとする。

一～五 (略)

六・七 (略)

(準用)

第三十八条 (略)

一時金相当額等」と、「当該企業型年金に係る企業型記録関連運営管理機関（法第十六条第一項に規定する企業型記録関連運営管理機関をいい、厚生年金基金及び企業年金基金にあつては、移換対象者に係る法第二条第七項第一号に規定する記録関連業務を行う事業主を含む。）」とあるのは「法第六十六条第三項に規定する個人型記録関連運営管理機関」と、同条第一号及び第二号中「資産の」とあるのは「脱退一時金相当額等の」と、同条第三号中「第五十四条第二項又は第五十四条の二第二項」とあるのは「第七十四条の二第二項」と、「第十三条第一項」とあるのは「第七十三条において準用する法第三十三条第一項」と読み替えるものとする。

（個人別管理資産の移換に関する事項の説明義務）

第四十六条の二 事業主は、その実施する企業型年金の加入者が当該加入者の資格を喪失したとき又は当該企業型年金が終了したときは、法第八十条から第八十二条までの規定による個人別管理資産の移換に関する事項について、当該加入者の資格を喪失した者又は当該企業型年金が終了した日において当該企業型年金の加入者であつた者に説明しなければならない。

（法附則第二条の二第一項の脱退一時金の支給要件等）

第五十九条 法附則第二条の二第一項第二号の個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額は、第一号から第三号までに掲げる額を合算した額から第四号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 脱退一時金の支給を請求した日（以下この項及び次条第一項第一号において「請求日」という。）が属する月の前月の末日におい

て厚生労働省令で定めるところにより計算した個人別管理資産の額

二 企業型年金加入者の資格を喪失した日までに事業主が拠出することとなっていた掛金であつて、請求日が属する月の前月の末日までに拠出していないものの額

三 法第五十四条第一項又は第五十四条の二第一項の規定に基づき企業型年金の資産管理機関に移換することとなつていた資産であつて、請求日が属する月の初日から請求日までの間に移換されたものの額

四 法第三条第三項第十号に掲げる事項を規約で定めている場合にあつては、当該規約により事業主に返還されることとなる額

2 法附則第二条の二第一項第二号の政令で定める額は、一万五千円とする。

3 法附則第二条の二第三項の政令で定める額は、同条第一項の請求をした者の当該請求をした日以後の企業型年金規約で定める日（その支給を請求した日から起算して三月を経過する日までの間に限る。）における個人別管理資産額とする。

（法附則第三条第一項の脱退一時金の支給要件等）

第六十条 法附則第三条第一項第五号の個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 企業型年金加入者等の資格を喪失した者（次号に掲げる者を除く。）又は個人型年金加入者等の資格を喪失した者 次に掲げる額を合算した額

イ 前条第一項の規定により計算した額

ロ 法第七十四条の二第一項の規定に基づき連合会に移換すること

となつていた資産であつて、請求日が属する月の初日から請求日までの間に移換されたものの額

二 法第八十三条第一項の規定により個人別管理資産が連合会に移換された者 前条第一項第一号に掲げる額

2 法附則第三条第一項第五号の政令で定める額は、五十万円とする。
3 (略)

附則

(適格退職年金契約に関する特例)

第二条 (略)

2 (略)

3 法第五十四条第一項の規定による資産の移換の受入れは、適用終了日までの間、第二十二条第一項各号に掲げる資産のほか、当該実施事業所の事業主が締結している適格退職年金契約の全部又は一部を解除することにより事業主に返還される資産であつて資産管理機関に移換するもの（法人税法施行令附則第十六条第一項第七号ハに規定する過去勤務債務等の現在額がない場合において返還されたものに限るものとし、当該適格退職年金契約に係る受益者等が、その者が負担した同項第二号に規定する掛金等を原資とする部分（以下この項において「本人負担分」という。）の移換に同意しない場合にあつては、当該本人負担分を除く。）について行うものとする。この場合において、当該資産の移換の受入れを行う日は、当該資産の移換に伴い当該適格退職年金契約の全部又は一部が解除される日の属する月の翌々月の末日以前の企業型年金規約で定める日とする。

4 (略)

(脱退一時金の額)

第五十九条 (略)

附則

(適格退職年金契約に関する特例)

第二条 (略)

2 (略)

3 法第五十四条第一項の規定による資産の移換の受入れは、適用終了日までの間、第二十二条第一項各号に掲げる資産のほか、当該実施事業所の事業主が締結している適格退職年金契約の全部又は一部を解除することにより事業主に返還される資産であつて資産管理機関に移換するもの（法人税法施行令附則第十六条第一項第七号ハに規定する過去勤務債務等の現在額がない場合において返還されたものに限るものとし、当該適格退職年金契約に係る受益者等が負担した同項第二号に規定する掛金等を原資とする部分を除く。）について行うものとする。この場合において、当該資産の移換の受入れを行う日は、当該資産の移換に伴い当該適格退職年金契約の全部又は一部が解除される日の属する月の翌々月の末日以前の企業型年金規約で定める日とする。

4 (略)

◎確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）
（第三条関係）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第六章（略）</p> <p>第七章 確定給付企業年金の終了及び清算（第五十五条―第六十五条）</p> <p>第七章の二 企業年金連合会による中途脱退者等に係る措置（第六十五条の二―第六十五条の八）</p> <p>第八章（略）</p> <p>第九章 他の年金制度との間の移行等（第七十三条―第九十四条）</p> <p>附則</p> <p>（規約型企業年金の規約で定めるその他の事項）</p> <p>第二条 法第四条第九号の政令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法第七十九条第二項の規定に基づき実施事業所の一部に使用される加入者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継する場合（第四十九条第二号に掲げる場合に限る。）又は法第一百十条の二第三項の規定に基づき厚生年金基金の設立事業所の一部に使用される当該厚生年金基金の加入員及び加入員であった者に係る給付の支給に関する権利義務を承継する場合（第七十三条第二項において準用する第四十九条第二号に掲げる場合に限る。）にあって</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第六章（略）</p> <p>第七章 確定給付企業年金の終了及び清算（第五十五条―第六十五条）</p> <p>第八章（略）</p> <p>第九章 他の年金制度との間の移行等（第七十三条―第七十九条）</p> <p>附則</p> <p>（規約型企業年金の規約で定めるその他の事項）</p> <p>第二条 法第四条第九号の政令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法第七十九条第二項の規定に基づき実施事業所の一部に使用される加入者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継する場合（第四十九条第二号に規定する場合に限る。）にあっては、当該権利義務の承継に関する事項</p>

は、当該権利義務の承継に関する事項

四 法第八十一条の二第二項、第一百五條の三第二項若しくは第一百五條の四第二項又は厚生年金保険法第六十五條の二第二項の規定に基づき、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等（法第三十條第三項に規定する資産管理運用機関等をいう。以下同じ。）が脱退一時金相当額等（脱退一時金相当額（法第八十一条の二第一項に規定する脱退一時金相当額をいう。以下同じ。））、厚生年金基金脱退一時金相当額（厚生年金保険法第四十四條の三第五項に規定する脱退一時金相当額をいう。第七十三條第六項、第八十八條の三第二項並びに第九十三條第二項及び第三項において同じ。））、積立金（法第五十九條に規定する積立金をいう。以下同じ。）又は年金給付等積立金（厚生年金保険法第六十五條第五項に規定する年金給付等積立金をいう。）を総称する。以下この号において同じ。）の移換を受ける場合にあつては、当該脱退一時金相当額等の移換に関する事項

五・六 (略)

(基金の規約で定めるその他の事項)

第五條 法第十一條第七号の政令で定める事項は、次のとおりとする。

一〜三 (略)

四 第二條第二号から第四号まで及び第六号に掲げる事項

五 (略)

(再加入者の加入者期間の合算に関する基準)

第二十一條 法第二十八條第二項の政令で定める基準は、加入者の資

四・五 (略)

(基金の規約で定めるその他の事項)

第五條 法第十一條第七号の政令で定める事項は、次のとおりとする。

一〜三 (略)

四 第二條第二号、第三号及び第五号に掲げる事項

五 (略)

(再加入者の加入者期間の合算に関する基準)

第二十一條 法第二十八條第二項の政令で定める基準は、加入者の資

格を喪失した後、再びもとの確定給付企業年金の加入者の資格を取得した者（以下「再加入者」という。）のうち、次に掲げるものについては、当該確定給付企業年金における前後の加入者である期間（以下「加入者期間」という。）を合算しないものであることとする。

一～三 (略)

四 加入者の資格を喪失した後に法第八十一条の二第二項、第九十条の二第二項、第一百五十五条の二第二項又は第一百七十条の二第二項の規定により脱退一時金相当額が移換された者

(上場株式による掛金の納付)

第三十六条 法第五十六条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該確定給付企業年金の規約に当該確定給付企業年金に係る資産管理運用機関等が株式による掛金の納付を受けることができる旨の定めがあること。

二～五 (略)

(自家運用を行う基金の管理運用体制)

第四十二条 基金は、法第六十六条第四項の規定に基づき第四十四条第二号に掲げる方法により積立金を運用する場合においては、次に掲げる積立金の管理及び運用の体制を整備しなければならない。

一～三 (略)

2 (略)

格を喪失した後、再びもとの確定給付企業年金の加入者の資格を取得した者（以下「再加入者」という。）のうち、次に掲げるものについては、当該確定給付企業年金における前後の加入者である期間（以下「加入者期間」という。）を合算しないものであることとする。

一～三 (略)

(上場株式による掛金の納付)

第三十六条 法第五十六条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該確定給付企業年金の規約に当該確定給付企業年金に係る法第四条第三号に規定する資産管理運用機関又は基金が株式による掛金の納付を受けることができる旨の定めがあること。

二～五 (略)

(自家運用を行う基金の管理運用体制)

第四十二条 基金は、法第六十六条第四項の規定に基づき第四十四条第二号に掲げる方法により給付に充てるべき積立金（以下「積立金」という。）を運用する場合においては、次に掲げる積立金の管理及び運用の体制を整備しなければならない。

一～三 (略)

2 (略)

(実施事業所の一部について行う給付の支給に関する権利義務の移転)

第四十九条 法第七十九条第一項の政令で定める場合は、次のとおりとする。

一 (略)

二 法第七十九条第一項に規定する移転確定給付企業年金(以下この号、第五十条及び第五十三条において「移転確定給付企業年金」という。)及び承継確定給付企業年金(以下この号及び第五十条において「承継確定給付企業年金」という。)の規約において、あらかじめ、移転確定給付企業年金の実施事業所に使用される移転確定給付企業年金の加入者の一部(以下この号において「一部移転加入者」という。)に係る給付の支給に関する権利義務を承継確定給付企業年金の事業主等が承継することを定める場合(一部移転加入者が承継確定給付企業年金の実施事業所に使用されることとなったことにより、移転確定給付企業年金の実施事業所に使用されなくなつたときに、当該一部移転加入者の同意を得て当該権利義務の承継を行う場合に限る。)

(中途脱退者の加入者であつた期間)

第四十九条の二 法第八十一条の二第一項の政令で定めるところにより計算した当該確定給付企業年金の加入者であつた期間は、法第二十八条第一項に規定する加入者期間の計算の例により計算するものとする。

2 法第八十一条の二第一項の政令で定める期間は、二十年とする。

(実施事業所に係る給付の支給に関する権利義務の移転を申し出る

(実施事業所の一部について行う給付の支給に関する権利義務の移転)

第四十九条 法第七十九条第一項の政令で定める場合は、次のとおりとする。

一 (略)

二 法第七十九条第一項に規定する移転確定給付企業年金(以下この号、次条及び第五十三条において「移転確定給付企業年金」という。)及び承継確定給付企業年金(以下この号及び次条において「承継確定給付企業年金」という。)の規約において、あらかじめ、移転確定給付企業年金の実施事業所に使用される移転確定給付企業年金の加入者の一部(以下この号において「一部移転加入者」という。)に係る給付の支給に関する権利義務を承継確定給付企業年金の事業主等が承継することを定める場合(一部移転加入者が承継確定給付企業年金の実施事業所に使用されることとなったことにより、移転確定給付企業年金の実施事業所に使用されなくなつたときに、当該一部移転加入者の同意を得て当該権利義務の承継を行う場合に限る。)

(実施事業所に係る給付の支給に関する権利義務の移転を申し出る

際の手続等)

第五十条 (略)

255 (略)

6 前各項の規定にかかわらず、第四十九条第二号の場合にあつては、第一項第二号及び第二項から前項までの同意を要しないものとする。

7 (略)

8 法第七十九条第一項に規定する承継事業主等が同条第二項の規定により権利義務を承継したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該移転加入者の移転確定給付企業年金の加入者期間は、承継確定給付企業年金の加入者期間とみなす。

(脱退一時金相当額の移換の申出)

第五十条の二 法第八十一条の二第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出は、厚生労働省令で定めるところにより、同項に規定する中途脱退者(規約で定める老齢給付金を受けるための要件のうち法第三十六条第二項に規定する老齢給付金支給開始要件以外の要件を満たす者を除く。第八十八条の三第二項を除き、以下「中途脱退者」という。)が移換元確定給付企業年金(法第八十一条の二第一項に規定する移換元確定給付企業年金をいう。)の加入者の資格を喪失した日から起算して一年を経過する日又は移換先確定給付企業年金(同項に規定する移換先確定給付企業年金をいう。次条において同じ。)の加入者の資格を取得した日から起算して三月を経過する日のいずれか早い日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

際の手続)

第五十条 (略)

255 (略)

6 前各項の規定にかかわらず、前条第二号の場合にあつては、第一項第二号及び第二項から前項までの同意を要しないものとする。

7 (略)

2 前項ただし書の場合における申出は、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに限って行うことができる。

(脱退一時金相当額を移換した場合における加入者期間の取扱い)

第五十条の三 確定給付企業年金の資産管理運用機関等が、法第八十一条の二第二項の規定により脱退一時金相当額の移換を受けたときは、移換先確定給付企業年金の事業主等は、当該脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間の全部又は一部を、厚生労働省令で定めるところにより、当該中途脱退者に係る加入者期間に算入するものとする。

(中途脱退者等への事業主等の説明義務)

第五十条の四 事業主等は、当該確定給付企業年金の加入者が当該加入者の資格を喪失したときは、厚生労働省令で定めるところにより、法第八十一条の二第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出の期限その他脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項について、当該加入者の資格を喪失した者に説明しなければならない。

2 事業主等は、当該確定給付企業年金の加入者の資格を取得した者が当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に脱退一時金相当額を移換することができるものであるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該加入者の資格を取得した者に係る当該確定給付企業年金の給付に関する事項その他脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項について、当該加入者の資格を取得した者に説明しなければならない。

第七章の二 企業年金連合会による中途脱退者等に係る措置

(老齢給付金等の基準)

第六十五条の二 法第九十一条の二第三項及び第九十一条の三第三項の規定により企業年金連合会（厚生年金保険法第四百九条第一項の企業年金連合会をいう。以下「連合会」という。）が支給する老齢給付金及び遺族給付金、法第九十一条の四第三項の規定により連合会が支給する障害給付金及び遺族給付金並びに法第九十一条の五第三項の規定により連合会が支給する遺族給付金の額は、法第九十一条の二第三項、第九十一条の三第三項、第九十一条の四第三項及び第九十一条の五第三項の移換金並びにその運用収入の額に照らし、厚生労働省令で定めるところにより、将来にわたって、財政の均衡を保つことができるように計算されるものでなければならない。

(連合会が支給する遺族給付金等に関する読替え)

第六十五条の三 法第九十一条の五第四項の規定により法第五十四条の規定を準用する場合には、同条中「加入者又は加入者であった者」とあるのは、「第九十一条の五第一項に規定する終了制度加入者等」と読み替えるものとする。

2 法第九十一条の七の規定により法第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十七条、第四十七条、第五十四条、第五十九条、第六十条第一項及び第二項、第六十一条、第六十六条並びに第七十二条の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十四条第一項	老齢給付金、脱退一	第九十一条の二第三項
時金及び遺族給付金		及び第九十一条の三第

	<p>第三十六條第一項</p> <p>加入者又は加入者であつた者</p>	<p>三項の老齡給付金並びに第九十一條の二第三項、第九十一條の第三項、第九十一條の四第三項及び第九十一條の五第三項の遺族給付金</p>
	<p>第三十七條第一項</p> <p>事業主等</p>	<p>中途脱退者（第八十一條の二第一項に規定する中途脱退者をいう。以下同じ。）又は第九十一條の三第一項に規定する終了制度加入者等</p>
	<p>第三十七條第二項</p> <p>前條第一項</p>	<p>厚生年金保險法第四百十九條第一項の企業年金連合会（以下「連合会」という。）</p>
<p>第四十七條</p>	<p>遺族給付金は</p> <p>加入者又は当該確定給付企業年金の老齡</p>	<p>第九十一條の七において準用する前條第一項第九十一條の二第三項、第九十一條の三第三項及び第九十一條の四第三項の遺族給付金は中途脱退者又は第九十一條の三第一項若しくは</p>

	<p>給付金の支給を受けている者</p>	<p>は第九十一条の四第一項に規定する終了制度加入者等</p>
<p>第五十四条</p>	<p>加入者又は加入者であつた者</p>	<p>中途脱退者又は第九十一条の三第一項若しくは第九十一条の四第一項に規定する終了制度加入者等</p>
<p>第五十九条</p>	<p>事業主等</p>	<p>連合会</p>
<p>第六十条第一項</p>	<p>加入者及び加入者であつた者（以下「加入者等」という。）</p>	<p>中途脱退者並びに第九十一条の三第一項、第九十一条の四第一項及び第九十一条の五第一項に規定する終了制度加入者等</p>
<p>第六十条第二項</p>	<p>額及び第三項に規定する最低積立基準額掛金収入の</p>	<p>額 連合会がこの法律の規定に基づき確定給付企業年金の資産管理運用機関等から移換を受ける</p>
<p>第六十一条</p>	<p>事業主等 前条第二項 という。）及び同条</p>	<p>連合会 第九十一条の七において準用する前条第二項という。）</p>

	第三項に規定する最低積立基準額（以下「最低積立基準額」という。）	
第六十六条第一項、第二項、第四項及び第五項	基金	連合会
第七十二条	基金が 基金資産運用契約の	連合会が 第九十一条の七において準用する第六十六条第一項、第二項、第四項及び第五項に規定する契約の
	基金の 基金資産運用契約を	連合会の これらの契約を

（準用規定）

第六十五条の四、第二十五条及び第二十六条の規定は連合会が支給する給付について、第二十九条の規定は連合会が支給する老齢給付金について、第三十三条（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定は連合会が支給する法第九十一条の二第三項、第九十一条の三第三項及び第九十一条の四第三項の遺族給付金について、第三十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定は連合会が支給する法第九十一条の二第三項、第九十一条の三第三項、第九十一条の四第三項及び第九十一条の五第三項の遺族給付金並びに法第九十一条の四第三項の障害給付金について、第四十条から第四十八条までの規定は

法の規定による連合会の積立金の積立て及びその運用について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十五条	第三十三条	第九十一条の七において準用する法第三十三条
第二十六条第一項	第四十八条各号	第九十一条の七において準用する法第四十八条各号
第二十九条	第三十八条第二項	第九十一条の七において準用する法第三十八条第二項
第二十九条第三号	第三十条第一項	第九十一条の六第一項
第三十三条	第四十七条	第九十一条の七において準用する法第四十七条
第三十三条第一号	第三十六条第二項に規定する老齢給付金支給開始要件（以下「老齢給付金支給開始要件」という。）	第九十一条の七において準用する法第三十六条第二項第一号に掲げる要件
第三十三条第二号	第三十七条第一項	第九十一条の七において準用する法第三十七条第一項
第三十四条	第五十四条	第九十一条の五第四項

第四十条第一項		第六十六条第一項	第九十一条の七において準用する法第五十四条	及び第九十一条の七において準用する法第五十四条
第四十条第二項		基金 第六十六条第二項	連合会 第九十一条の七において準用する法第六十六条第二項	連合会 第九十一条の七において準用する法第六十六条第二項
第四十一条		基金 第六十六条第一項	連合会 第九十一条の七において準用する法第六十六条第一項	連合会 第九十一条の七において準用する法第六十六条第一項
第四十二条		基金 第六十六条第四項	連合会 第九十一条の七において準用する法第六十六条第四項	連合会 第九十一条の七において準用する法第六十六条第四項
		第四十四条第二号	第六十五条の四において準用する第四十四条第二号	
		法第二十二條第三項	厚生年金保険法第五十八條第三項	
		第四十五條第一項	第六十五條の四において準用する第四十五條	

第四十三條及び第四十四條	第六十六條第四項	第一項 第九十一條の七において準用する法第六十六條第四項
第四十五條第一項	事業主（厚生労働省令で定める要件に該当する規約型企業年金を実施するものを除く。第三項において同じ。）及び基金	連合会
第四十五條第三項	事業主及び基金 第六十五條第一項及び第二項並びに 第六十五條第一項第一号の規定による信託の契約であつて、第三十八條第一項第二号に該当するもの及び生命保険	連合会 第九十一條の七において準用する生命保険
第四十六條第一項	事業主等	連合会
第四十六條第二項	基金	連合会
第四十七條	事業主等 資産管理運用契約又は基金資産運用契約	連合会 法第九十一條の七において準用する法第六十六條第一項、第二項、第四項及び第五項に規

(連合会への脱退一時金相当額の移換の申出等)

第六十五条の五 法第九十一条の二第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出は、厚生労働省令で定めるところにより、当該中途脱退者が当該確定給付企業年金の加入者の資格を喪失した日から起算して一年を経過する日までの間に限って行うことができる。

2 第五十条の二第一項ただし書及び同条第二項の規定は、前項の申出について準用する。

3 法第九十一条の二第一項の規定により脱退一時金相当額の移換の申出を受けた事業主等又は法第九十一条の三第一項、第九十一条の四第一項若しくは第九十一条の五第一項の規定により法第九十一条の三第一項に規定する残余財産の移換の申出を受けた終了した確定給付企業年金の清算人は、当該脱退一時金相当額又は残余財産の連合会への移換の申出があつた旨を、連合会へ通知しなければならない。

(差別的取扱いの禁止)

第六十五条の六 連合会が支給する給付の額は、連合会が給付の支給に関する義務を負っている者のうち特定の者について不当に差別的なものであつてはならない。

(中途脱退者への事業主等又は連合会の説明義務)

第六十五条の七 事業主等は、当該確定給付企業年金の加入者が当該加入者の資格を喪失したときは、厚生労働省令で定めるところにより、法第九十一条の二第一項の規定による脱退一時金相当額の移換

の申出の期限その他脱退一時金相当額の移換に關して必要な事項について、当該加入者の資格を喪失した者に説明しなければならない。

2 連合会は、中途脱退者の求めがあつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該中途脱退者に係る連合会の給付に關する事項その他脱退一時金相当額の移換に關して必要な事項について、当該中途脱退者に説明しなければならない。

(法第九十三条の二の規定により連合会の業務が行われる場合における厚生年金保険法等の適用)

第六十五条の八 法第九十三条の二の規定により連合会の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第六号</p> <p>第一百五十三条第一項</p>	<p>一時金たる給付</p>	<p>一時金たる給付（確定給付企業年金法の規定により連合会が支給する年金給付及び一時金を含む。）</p>
<p>第八号</p> <p>第一百五十三条第一項</p>	<p>年金給付等積立金</p>	<p>年金給付等積立金（確定給付企業年金法の規定により連合会が積み立てるべき積立金を含む。第一百五十八条第三項、第一百五十八条の三第一項及び第六十七</p>

<p>第百五十三条第一項 第十二号</p>	<p>業務</p>	<p>条において同じ。） 業務（確定給付企業年金法の規定により連合会が行う業務を含む。以下同じ。）</p>
<p>第百六十七条</p>	<p>及び一時金たる給付</p>	<p>（確定給付企業年金法第八十一条の二第一項に規定する中途脱退者並びに同法第九十一条の三第一項、第九十一条の四第一項及び第九十一条の五第一項に規定する終了制度加入者等（以下この条において「確定給付企業年金の中途脱退者等」という。）に係る年金給付を含む。以下この条において同じ。）及び一時金たる給付（確定給付企業年金の中途脱退者等に係る一時金を含む。以下この条において同じ。）</p>
<p>第百六十五条の三第二項</p>	<p>若しくは同法第一百</p>	<p>第百六十五条の三第二項若しくは同法第一百</p>

五条の四第二項、第一百
十五條の五第二項若し
くは第百十七條の第三
二項

2 法第九十三條の二の規定により連合会の業務が行われる場合には、厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第五十條及び第五十四條第一項の表第二十八條の二の項中「業務」とあるのは「業務」（確定給付企業年金法の規定により連合会が行う業務を含む。）と、同表第十四條の項中「一時金たる給付」とあるのは「一時金たる給付（確定給付企業年金法の規定により連合会が支給する年金給付及び一時金を含む。）」と、同表第二項の表第十三條第四項及び第十四條第二項の項中「一時金たる給付」とあるのは「一時金たる給付（確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）の規定により連合会が支給する年金給付又は一時金を含む。）」と読み替えるものとする。

（事業主等が業務を委託する場合の要件）

第六十六條 事業主等が法第九十三條の規定に基づき、受託業務を信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会、連合会その他の法人に委託する場合においては、確定給付企業年金の事業の実施に支障を及ぼすことがないよう、委託先の財務内容その他の経営の状況を勘案して委託先を選定しなければならない。

（指定法人）

第六十七條 事業主等が法第九十三條の規定に基づき、受託業務を信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会及び連合会以外の法人

（事業主等が業務を委託する場合の要件）

第六十六條 事業主等が法第九十三條の規定に基づき、受託業務を信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会その他の法人に委託する場合においては、確定給付企業年金の事業の実施に支障を及ぼすことがないよう、委託先の財務内容その他の経営の状況を勘案して委託先を選定しなければならない。

（指定法人）

第六十七條 事業主等が法第九十三條の規定に基づき、受託業務を信託会社、生命保険会社及び農業協同組合連合会以外の法人に委託す

に委託する場合にあつては、次に掲げる要件に該当するものとして厚生労働大臣が指定した法人（以下「指定法人」という。）に委託しなければならない。

一～三（略）

2・3（略）

（準用規定）

第七十三条 第四十九条の規定は、法第七十七条第一項の政令で定める場合について準用する。この場合において、第四十九条各号列記以外の部分中「第七十九条第一項」とあるのは「第七十七条第一項」と、同条第一号中「確定給付企業年金の事業主（以下この号において「譲受事業主」という。）」とあるのは「厚生年金基金の設立事業所の事業主」と、「他の確定給付企業年金の事業主」とあるのは「確定給付企業年金の事業主」と、「譲受事業主が実施する確定給付企業年金の事業主等」とあるのは「当該厚生年金基金」と、同条第二号中「法第七十九条第一項に規定する移転確定給付企業年金（以下この号、次条及び第五十三条において「移転確定給付企業年金」という。）及び承継確定給付企業年金（以下この号及び次条において「承継確定給付企業年金」という。）」とあるのは「確定給付企業年金及び厚生年金基金」と、「移転確定給付企業年金の」とあるのは「当該確定給付企業年金の」と、「承継確定給付企業年金の事業主等」とあるのは「当該厚生年金基金」と、「承継確定給付企業年金の実施事業所」とあるのは「当該厚生年金基金の設立事業所」と読み替えるものとする。

2 第四十九条の規定は、法第一百十条の二第一項の政令で定める場合について準用する。この場合において、第四十九条各号列記以外の

場合にあつては、次に掲げる要件に該当するものとして厚生労働大臣が指定した法人（以下「指定法人」という。）に委託しなければならない。

一～三（略）

2・3（略）

（準用規定）

第七十三条 第四十九条の規定は、法第七十七条第一項の政令で定める場合について準用する。この場合において、第四十九条第一号中「確定給付企業年金の事業主（以下この号において「譲受事業主」という。）」とあるのは「厚生年金基金の設立事業所の事業主」と、「他の確定給付企業年金の事業主」とあるのは「確定給付企業年金の事業主」と、「譲受事業主が実施する確定給付企業年金の事業主等」とあるのは「当該厚生年金基金」と、同条第二号中「法第七十九条第一項に規定する移転確定給付企業年金（以下この号、次条及び第五十三条において「移転確定給付企業年金」という。）及び承継確定給付企業年金（以下この号及び次条において「承継確定給付企業年金」という。）」とあるのは「確定給付企業年金及び厚生年金基金」と、「移転確定給付企業年金の」とあるのは「当該確定給付企業年金の」と、「承継確定給付企業年金の事業主等」とあるのは「当該厚生年金基金」と、「承継確定給付企業年金の実施事業所」とあるのは「当該厚生年金基金の設立事業所」と読み替えるものとする。

部分中「第七十九条第一項」とあるのは「第一百十条の二第一項」と、同条第一号中「他の確定給付企業年金の事業主（以下この号において「譲渡事業主」という。）」とあるのは「厚生年金基金の設立事業所の事業主」と、「譲渡事業主の実施事業所」とあるのは「当該厚生年金基金の設立事業所」と、「譲渡事業主が実施する確定給付企業年金」とあるのは「当該厚生年金基金」と、同条第二号中「法第七十九条第一項に規定する移転確定給付企業年金（以下この号、次条及び第五十三条において「移転確定給付企業年金」という。）及び承継確定給付企業年金（以下この号及び次条において「承継確定給付企業年金」という。）」とあるのは「厚生年金基金及び確定給付企業年金」と、「移転確定給付企業年金の実施事業所」とあるのは「当該厚生年金基金の設立事業所」と、「移転確定給付企業年金の加入者」とあるのは「当該厚生年金基金の加入員」と、「一部移転加入者」とあるのは「一部移転加入員」と、「承継確定給付企業年金の」とあるのは「当該確定給付企業年金の」と読み替えるものとする。

3| 第五十条の規定は、法第七十七条第一項の規定に基づき、事業主等が、当該確定給付企業年金の実施事業所に使用される当該確定給付企業年金の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の移転を申し出る場合について準用する。この場合において、第五十条第一項中「第七十九条第一項」とあるのは「第七十七条第一項」と、「移転確定給付企業年金」とあるのは「確定給付企業年金」と、同条第三項及び第四項中「移転確定給付企業年金」とあるのは「当該確定給付企業年金」と、「承継確定給付企業年金の実施事業所」とあるのは「厚生年金基金の設立事業所」と、「又は実施事業所」とあるのは「又は設立事業所」と、同条第六項中「第四十九条第二号」とあ

2| 第五十条の規定は、法第七十七条第一項の規定に基づき、事業主等が、当該確定給付企業年金の実施事業所に使用される当該確定給付企業年金の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の移転を申し出る場合について準用する。この場合において、第五十条第一項中「第七十九条第一項」とあるのは「第七十七条第一項」と、「移転確定給付企業年金」とあるのは「確定給付企業年金」と、同条第三項及び第四項中「移転確定給付企業年金」とあるのは「当該確定給付企業年金」と、「承継確定給付企業年金の実施事業所」とあるのは「厚生年金基金の設立事業所」と、「又は実施事業所」とあるのは「又は設立事業所」と、同条第六項中「前条第二号」とあるのは

るのは「第七十三条第一項において準用する第四十九条第二号」と、同条第七項中「第七十九条第一項」とあるのは「第一百七条第一項」と、「移転確定給付企業年金の実施事業所に使用される移転確定給付企業年金の加入者」とあるのは「当該確定給付企業年金の実施事業所に使用される当該確定給付企業年金の加入者」と、「当該移転確定給付企業年金」とあるのは「当該確定給付企業年金」と、同条第八項中「法第七十九条第一項に規定する承継事業主等が同条第二項」とあるのは「厚生年金基金が法第七十七条第二項」と、「移転確定給付企業年金」とあるのは「確定給付企業年金」と、「承継確定給付企業年金の加入者期間」とあるのは「当該厚生年金基金の老齢年金給付の額の算定の基礎となる期間」と読み替えるものとする。

4| 第五十条（第四項及び第五項を除く。）の規定は、法第一百十条の二第一項の規定に基づき、厚生年金基金が、当該厚生年金基金の設立事業所に使用される当該厚生年金基金の加入員及び加入員であった者に係る給付の支給に関する権利義務の移転を申し出る場合について準用する。この場合において、第五十条第一項中「第七十九条第一項」とあるのは「第一百十条の二第一項」と、「移転確定給付企業年金の事業主等（以下この条及び第五十三条において「移転事業主等」という。）」とあるのは「厚生年金基金」と、「移転確定給付企業年金の実施事業所」とあるのは「厚生年金基金の設立事業所」と、「移転確定給付企業年金の加入者等」とあるのは「当該厚生年金基金の加入員及び加入員であった者」と、同項第一号中「移転確定給付企業年金の加入者」とあるのは「厚生年金基金の加入員」と、「移転加入者」とあるのは「移転加入員」と、「実施事業所」とあるのは「設立事業所（以下この条において「脱退事業所」とい

「第七十三条第一項において準用する第四十九条第二号」と、同条第七項中「第七十九条第一項」とあるのは「第一百七条第一項」と、「移転確定給付企業年金の実施事業所に使用される移転確定給付企業年金の加入者」とあるのは「当該確定給付企業年金の実施事業所に使用される当該確定給付企業年金の加入者」と、「当該移転確定給付企業年金」とあるのは「当該確定給付企業年金」と読み替えるものとする。

う。」と、同項第二号中「移転加入者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該移転加入者の過半数で組織する労働組合がないときは当該移転加入者の過半数を代表する者」とあるのは「当該脱退事業所に使用される厚生年金基金の加入員の二分の一以上の者」と、同条第二項中「移転加入者」とあるのは「移転加入員」と、「実施事業所」とあるのは「脱退事業所」と、同条第三項中「移転確定給付企業年金が基金型企業年金であるとき」とあるのは「厚生年金基金」と、「移転加入者以外の加入者が使用される移転確定給付企業年金の実施事業所に係る代議員（移転確定給付企業年金の実施事業所の一部が承継確定給付企業年金の実施事業所となっているとき、又は実施事業所となるときは、移転加入者となる代議員を除く。）」とあるのは「脱退事業所以外の設立事業所に係る代議員」と、同条第六項中「前各項」とあるのは「第一項から第三項まで」と、「第四十九条第二号」とあるのは「第七十三条第二項において準用する第四十九条第二号」と、「及び第二項から前項まで」とあるのは「第二項及び第三項」と、同条第七項中「移転事業主等」とあるのは「厚生年金基金」と、「第七十九条第一項」とあるのは「第一百十条の二第一項」と、「移転確定給付企業年金の実施事業所」とあるのは「当該厚生年金基金の設立事業所」と、「移転確定給付企業年金の加入者」とあるのは「厚生年金基金の加入員」と、同条第八項中「法第七十九条第一項に規定する承継事業主等が同条第二項」とあるのは「確定給付企業年金の事業主等が法第一百十条の二第三項」と、「移転加入者の移転確定給付企業年金の加入者期間」とあるのは「移転加入員の厚生年金基金の老齢年金給付の額の算定の基礎となる期間」と、「承継確定給付企業年金」とあるのは「確定給付企業年金」と読み替えるものとする。

5 第五十条の二の規定は、法第百十五条の二第一項の規定による脱退一時金相当額の厚生年金基金への移換の申出について準用する。この場合において、第五十条の二第一項中「第八十一条の二第一項」とあるのは「第百十五条の二第一項」と、「同項」とあるのは「、法第八十一条の二第一項」と、「移換元確定給付企業年金（法第八十一条の二第一項に規定する移換元確定給付企業年金をいう。）」とあるのは「当該確定給付企業年金」と、「移換先確定給付企業年金（同項に規定する移換先確定給付企業年金をいう。次条において同じ。）」の加入者」とあるのは「当該厚生年金基金の加入員」と読み替えるものとする。

6 第五十条の二の規定は、法第百十五条の三第一項の規定による厚生年金基金脱退一時金相当額の確定給付企業年金への移換の申出について準用する。この場合において、第五十条の二第一項中「第八十一条の二第一項」とあるのは「第百十五条の三第一項」と、「脱退一時金相当額」とあるのは「厚生年金基金脱退一時金相当額（第二条第四号に規定する厚生年金基金脱退一時金相当額をいう。）」と、「同項に規定する中途脱退者（規約で定める老齢給付金を受けるための要件のうち法第三十六条第二項に規定する老齢給付金支給開始要件以外の要件を満たす者を除く。第八十八条の三第二項を除き、以下「中途脱退者」という。）が移換元確定給付企業年金（法第八十一条の二第一項に規定する移換元確定給付企業年金をいう。）の加入者」とあるのは「厚生年金基金の厚生年金保険法第百四十四条の三第一項に規定する中途脱退者が当該厚生年金基金の加入員」と、「移換先確定給付企業年金（同項に規定する移換先確定給付企業年金をいう。次条において同じ。）」とあるのは「当該確定給付企業年金」と読み替えるものとする。

7| 第五十条の二の規定は、法第一百七条の二第一項の規定による脱
退一時金相当額の企業型年金の資産管理機関（確定拠出年金法第二
条第七項第一号に規定する資産管理機関をいう。第八十九条第五
号において同じ。）又は同法第二条第五項に規定する連合会への移
換の申出について準用する。この場合において、第五十条の二第一
項中「第八十一条の二第一項」とあるのは「第一百七条の二第一項
」と、「同項」とあるのは「法第八十一条の二第一項」と、「
移換元確定給付企業年金（法第八十一条の二第一項に規定する移換
元確定給付企業年金をいう。）」とあるのは「当該確定給付企業年
金」と、「移換先確定給付企業年金（同項に規定する移換先確定給
付企業年金をいう。次条において同じ。）の加入者」とあるのは「
企業型年金加入者（確定拠出年金法第二条第八項に規定する企業型
年金加入者をいう。）又は個人型年金加入者（同条第十項に規定す
る個人型年金加入者をいう。）」と読み替えるものとする。

8・9| (略)

10| 第五十三条（第七項を除く。）の規定は、法第一百条の二第一項
の規定に基づき、厚生年金基金が確定給付企業年金の事業主等に、
当該厚生年金基金の設立事業所に使用される当該厚生年金基金の加
入員及び加入員であった者に係る給付の支給に関する権利義務の移
転を申し出ようとする場合において、当該確定給付企業年金がまだ
実施されていないときについて準用する。この場合において、第五
十三条第一項中「第七十九条第一項」とあるのは「第一百条の二第
一項」と、「移転事業主等」とあるのは「厚生年金基金」と、「移
転確定給付企業年金の実施事業所」とあるのは「厚生年金基金の設
立事業所」と、「移転確定給付企業年金の加入者等」とあるのは「
当該厚生年金基金の加入員及び加入員であった者」と、「同条第二

3・4| (略)

項」とあるのは「同条第三項」と、同条第二項中「第七十九条第五項」とあるのは「第一百十条の二第五項」と、同条第四項中「第七十九条第二項」とあるのは「第一百十条の二第三項」と、「移転確定給付企業年金の加入者等」とあるのは「厚生年金基金の加入員及び加入員であった者」と、同条第五項中「第七十九条第四項」とあるのは「第一百十条の二第五項」と読み替えるものとする。

11| (略)

(基金から厚生年金基金への移行の際の公告)

第七十四条 法第九十九条第一項の認可を受けて成立した厚生年金基金は、厚生年金基金令第三条の規定による公告に併せて、法第九十九条第四項の規定により消滅した基金の名称及び所在地を公告しなければならない。

(現価相当額の計算)

第七十四条の二 法第一百十条の二第六項の規定により読み替えて適用する厚生年金保険法第六十一条第一項の現価相当額は、同項に規定する責任準備金に相当する額に、当該権利義務が移転された厚生年金基金の加入員及び加入員であった者に係る過去期間代行給付現価の額(同法附則第三十条第二項に規定する過去期間代行給付現価の額をいう。以下この条において同じ。)を当該厚生年金基金の過去期間代行給付現価の額の総額で除して得た率を乗じて得た額として厚生労働大臣の定めるところにより計算した額とする。

(確定給付企業年金への移行時に厚生年金基金が徴収する掛金の額)

5| (略)

(基金から厚生年金基金への移行の際の公告)

第七十四条 法第九十九条第一項の認可を受けて成立した厚生年金基金は、厚生年金基金令(昭和四十一年政令第三百二十四号)第三条の規定による公告に併せて、法第九十九条第四項の規定により消滅した基金の名称及び所在地を公告しなければならない。

(確定給付企業年金への移行時に厚生年金基金が徴収する掛金の額)

第七十五条 (略)

2 法第百十一条第三項の規定により読み替えて適用される厚生年金保険法第百三十八条第六項の当該下回る額のうち政令で定める額は、法第百十一条第三項の規定により解散の認可があつたものとみなされた日(以下この項において「解散認可みなし日」という。)における厚生年金保険法第百三十条の二第二項に規定する年金給付等積立金の額が、当該解散認可みなし日における同法第百六十一条第一項に規定する責任準備金に相当する額以上当該解散認可みなし日を厚生年金基金令第三十九条の三第二項第一号に規定する基準日とみなして同項の規定に基づき算定した最低積立基準額以下で規約(同法第百十一条第一項に規定する規約をいう。)で定める額を下回る額とする。

第八十一条 (略)

(厚生年金基金から基金への移行時に当該基金が徴収する掛金の額)
2 法第百十二条第五項の規定により読み替えて適用される厚生年金保険法第百三十八条第六項の当該下回る額のうち政令で定める額は、法第百十二条第四項の規定により消滅した日(以下この項において「消滅日」という。)における厚生年金保険法第百三十条の二第二項に規定する年金給付等積立金の額が、当該消滅日における同法第百六十一条第一項に規定する責任準備金に相当する額以上当該消滅日を厚生年金基金令第三十九条の三第二項第一号に規定する基準日とみなして同項の規定に基づき算定した最低積立基準額以下で規約で定める額を下回る額とする。

第七十五条 (略)

2 法第百十一条第三項の規定により読み替えて適用される厚生年金保険法第百三十八条第六項の当該下回る額のうち政令で定める額は、法第百十一条第三項の規定により解散の認可があつたものとみなされた日(以下この項において「解散認可みなし日」という。)における厚生年金保険法第百三十条の二第二項に規定する年金給付等積立金の額が、当該解散認可みなし日における同法第百六十二条の三第一項に規定する責任準備金に相当する額以上当該解散認可みなし日を厚生年金基金令第三十九条の三第二項第一号に規定する基準日とみなして同項の規定に基づき算定した最低積立基準額以下で規約(同法第百十一条第一項に規定する規約をいう。)で定める額を下回る額とする。

第八十一条 (略)

(厚生年金基金から基金への移行時に当該基金が徴収する掛金の額)
2 法第百十二条第五項の規定により読み替えて適用される厚生年金保険法第百三十八条第六項の当該下回る額のうち政令で定める額は、法第百十二条第四項の規定により消滅した日(以下この項において「消滅日」という。)における厚生年金保険法第百三十条の二第二項に規定する年金給付等積立金の額が、当該消滅日における同法第百六十二条の三第一項に規定する責任準備金に相当する額以上当該消滅日を厚生年金基金令第三十九条の三第二項第一号に規定する基準日とみなして同項の規定に基づき算定した最低積立基準額以下で規約で定める額を下回る額とする。

(積立金の移換の申出)

第八十八条の二 法第百十五条の四第一項の規定による積立金の移換の申出は、厚生労働省令で定めるところにより、当該中途脱退者等(同項に規定する中途脱退者等をいう。次条第一項及び第二項において同じ。)が確定給付企業年金の加入者の資格を取得した日から起算して三月を経過する日までの間に限って行うことができる。

2 前項の規定は、法第百十五条の五第一項の規定による積立金の移換の申出について準用する。この場合において、前項中「第百十五条の四第一項」とあるのは「第百十五条の五第一項」と、「同項」とあるのは「法第百十五条の四第一項」と、「確定給付企業年金の加入者」とあるのは「厚生年金基金の加入員」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、法第百十七条の三第一項の規定による積立金の移換の申出について準用する。この場合において、第一項中「第百十五条の四第一項」とあるのは「第百十七条の三第一項」と、「同項」とあるのは「法第百十五条の四第一項」と、「確定給付企業年金の加入者」とあるのは「企業型年金加入者(確定拠出年金法第二条第八項に規定する企業型年金加入者をいう。)又は個人型年金加入者(同条第十項に規定する個人型年金加入者をいう。)」と読み替えるものとする。

4 第五十条の二第一項ただし書及び第二項の規定は、前三項の申出について準用する。

(他の年金制度へ脱退一時金相当額を移換する場合等における加入者期間等の取扱い)

第八十八条の三 厚生年金基金が、法第百十五条の二第二項の規定に

より脱退一時金相当額の移換を受けたとき又は法第百十五条の五第二項の規定により積立金の移換を受けたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該中途脱退者又は中途脱退者等に係る当該各号に掲げる期間の全部又は一部を、厚生労働省令で定めるところにより、当該中途脱退者又は中途脱退者等に支給する老齢年金給付の額の算定の基礎として用いるものとする。

一 法第百十五条の二第二項の規定により脱退一時金相当額の移換を受けた場合 当該脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間

二 法第百十五条の五第二項の規定により積立金の移換を受けた場合 法第九十一条の二第二項の規定により連合会に移換された脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間又は法第九十一条の三第一項の終了した確定給付企業年金の加入者期間

2 | 確定給付企業年金の資産管理運用機関等が、法第百十五条の三第二項の規定により厚生年金基金脱退一時金相当額の移換を受けたとき又は法第百十五条の四第二項の規定により積立金の移換を受けたときは、当該確定給付企業年金の事業主等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該厚生年金基金の厚生年金保険法第百四十四条の三第一項に規定する中途脱退者（以下この項において「厚生年金基金中途脱退者」という。）又は中途脱退者等に係る当該各号に掲げる期間の全部又は一部を、厚生労働省令で定めるところにより、当該厚生年金基金中途脱退者又は中途脱退者等に係る加入者期間に算入するものとする。

一 法第百十五条の三第二項の規定により厚生年金基金脱退一時金相当額の移換を受けた場合 当該厚生年金基金脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間

二 法第百十五条の四第二項の規定により積立金の移換を受けた場

合 前項第二号に掲げる期間

(確定拠出年金を実施する場合の積立金の移換)

第八十九条 法第一百七条第一項の規定による積立金の移換は、次に定めるところにより行うものとする。

一〜四 (略)

五 移換加入者となるべき者のうち実施事業所の事業主が実施する企業型年金の資産管理機関への移換相当額の移換に代えて移換相当額の支払を受けることを希望する者(法第一百七条第一項の規約を定めることに同意しない者に限る。)に対して、移換相当額の支払を行う旨を同項の規約で定める場合にあつては、当該移換相当額を一時に支払うものであること。

六 (略)

(資産の移換をする場合の掛金の一括拠出)

第九十一条 事業主等が法第一百七条第一項の規定に基づき積立金を移換する場合において、規約変更日における積立金(移換加入者に係る移換相当額の合計額を除く。)の額が第八十九条第六号イ及びロに規定する額のいずれか高い額を下回るときは、法第五十五条第一項の規定にかかわらず、当該事業主は、当該下回る額を、掛金として一括して拠出しなければならない。

(中途脱退者等への事業主等又は厚生年金基金の説明義務)

第九十三条 事業主等は、当該確定給付企業年金の加入者が当該加入者の資格を喪失したときは、厚生労働省令で定めるところにより、

(確定拠出年金を実施する場合の積立金の移換)

第八十九条 法第一百七条第一項の規定による積立金の移換は、次に定めるところにより行うものとする。

一〜四 (略)

五 移換加入者となるべき者のうち実施事業所の事業主が実施する企業型年金の資産管理機関(確定拠出年金法第二条第七項第一号ロに規定する資産管理機関をいう。)への移換相当額の移換に代えて移換相当額の支払を受けることを希望する者(法第一百七条第一項の規約を定めることに同意しない者に限る。)に対して、移換相当額の支払を行う旨を同項の規約で定める場合にあつては、当該移換相当額を一時に支払うものであること。

六 (略)

(資産の移換をする場合の掛金の一括拠出)

第九十一条 事業主等が法第一百七条第一項の規定に基づき積立金を移換する場合において、規約変更日における積立金(移換加入者に係る移換相当額の合計額を除く。)の額が第七十五条第六号イ及びロに規定する額のいずれか高い額を下回るときは、法第五十五条第一項の規定にかかわらず、当該事業主は、当該下回る額を、掛金として一括して拠出しなければならない。

法第百十五條の二第一項及び第百十七條の二第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出の期限その他脱退一時金相当額の移換に關して必要な事項について、当該加入者の資格を喪失した者に説明しなければならぬ。

2 事業主等は、当該確定給付企業年金の加入者の資格を取得した者が当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に厚生年金基金脱退一時金相当額又は積立金を移換することができるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該加入者の資格を取得した者に係る当該確定給付企業年金の給付に關する事項その他厚生年金基金脱退一時金相当額又は積立金の移換に關して必要な事項について、当該加入者の資格を取得した者に説明しなければならぬ。

3 厚生年金基金は、当該厚生年金基金の加入員が当該加入員の資格を喪失したときは、厚生労働省令で定めるところにより、法第百十五條の三第一項の規定による厚生年金基金脱退一時金相当額の移換の申出の期限その他厚生年金基金脱退一時金相当額の移換に關して必要な事項について、当該加入員の資格を喪失した者に説明しなければならぬ。

4 厚生年金基金は、当該厚生年金基金の加入員の資格を取得した者が当該厚生年金基金に脱退一時金相当額又は積立金を移換することができるものであるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該加入員の資格を取得した者に係る当該厚生年金基金の給付に關する事項その他脱退一時金相当額又は積立金の移換に關して必要な事項について、当該加入員の資格を取得した者に説明しなければならぬ。

(連合会に行わせる事務)

(厚生年金基金連合会に行わせる事務)

第九十四条 法附則第三条第一項の責任準備金に相当する額の徴収のために必要な事務及び厚生年金保険の管掌者たる政府が支給する年金たる給付に係る事務のうち政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 政府が法第百十三条第一項の規定に基づき解散した厚生年金基金又は消滅した厚生年金基金の権利義務を承継した基金から徴収する厚生年金保険法第百六十一条第一項に規定する責任準備金に相当する額の算定に関する事務

二 (略)

2 法附則第三条第一項の規定により連合会の業務が行われる場合には、厚生年金保険法第百五十九条第七項中「その業務」とあるのは、「その業務（確定給付企業年金法附則第三条第一項の規定により連合会が行うものを除く。）」とする。

第九十三条 法附則第三条第一項の責任準備金に相当する額の徴収のために必要な事務及び厚生年金保険の管掌者たる政府が支給する年金たる給付に係る事務のうち政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 政府が法第百十三条第一項の規定に基づき解散した厚生年金基金又は消滅した厚生年金基金の権利義務を承継した基金から徴収する厚生年金保険法第百六十二条の三第一項に規定する責任準備金に相当する額の算定に関する事務

二 (略)

2 法附則第三条第一項の規定により厚生年金基金連合会の業務が行われる場合には、厚生年金保険法第百五十九条第六項中「その業務」とあるのは、「その業務（確定給付企業年金法附則第三条第一項の規定により連合会が行うものを除く。）」とする。

◎相続税法施行令（昭和二十五年三月三十一日政令第七十一号）

改正案	現行
<p>（退職手当金等に含まれる給付の範囲）</p> <p>第一条の三 法第三条第一項第二号及び第十条第一項第六号に規定する政令で定める給付は、次に掲げる年金又は一時金に関する権利（これらに類するものを含む。）とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 確定給付企業年金法第九十一条の二第三項（中途脱退者に係る措置）、第九十一条の三第三項（終了制度加入者等である老齢給付金の受給権者等に係る措置）、第九十一条の四第三項（終了制度加入者等である障害給付金の受給権者に係る措置）又は第九十一条の五第五項（終了制度加入者等である遺族給付金の受給権者に係る措置）の規定により企業年金連合会から支給を受ける一時金</p> <p>三 〓六 （略）</p> <p>（退職年金の支給を目的とする信託等の範囲）</p> <p>第一条の四 法第四条第一項に規定する政令で定める信託は、次に掲げる信託とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 前条第四号に規定する適格退職年金契約に係る信託</p> <p>四 （略）</p>	<p>（退職手当金等に含まれる給付の範囲）</p> <p>第一条の三 法第三条第一項第二号及び第十条第一項第六号に規定する政令で定める給付は、次に掲げる年金又は一時金に関する権利（これらに類するものを含む。）とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 〓五 （略）</p> <p>（退職年金の支給を目的とする信託等の範囲）</p> <p>第一条の四 法第四条第一項に規定する政令で定める信託は、次に掲げる信託とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 前条第三号に規定する適格退職年金契約に係る信託</p> <p>四 （略）</p>

◎社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令（昭和二十八年政令第九十号）

改正案

現行

（審査請求又は再審査請求の方式）

（審査請求又は再審査請求の方式）

第二条 文書で被保険者の資格、国民年金基金の加入員の資格若しくは国民年金基金連合会の会員の資格（以下「被保険者の資格等」という。）、標準報酬若しくは標準給与（以下「標準報酬等」という。）又は保険給付（国民年金の給付を含む。以下同じ。）、年金たる給付若しくは一時金たる給付（以下「保険給付等」という。）に關して審査請求又は再審査請求をするときは、審査請求書又は再審査請求書に次の各号に掲げる事項を記載し、審査請求人若しくは再審査請求人（審査請求人又は再審査請求人が法人であるときは、代表者）又は代理人が記名押印しなければならない。

第二条 文書で被保険者の資格、国民年金基金の加入員の資格若しくは国民年金基金連合会の会員の資格（以下「被保険者の資格等」という。）、標準報酬若しくは標準給与（以下「標準報酬等」という。）又は保険給付（国民年金の給付を含む。以下同じ。）、年金たる給付若しくは一時金たる給付（以下「保険給付等」という。）に關して審査請求又は再審査請求をするときは、審査請求書又は再審査請求書に次の各号に掲げる事項を記載し、審査請求人若しくは再審査請求人（審査請求人又は再審査請求人が法人であるときは、代表者）又は代理人が記名押印しなければならない。

一・二（略）

一・二（略）

三 原処分をした保険者（厚生年金基金及び企業年金連合会（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）の規定により処分を行つた場合に限る。以下この号において同じ。）、石炭鉱業年金基金、国民年金事業の管掌者並びに国民年金基金及び国民年金基金連合会を含む。以下同じ。）が健康保険組合、厚生年金基金若しくは企業年金連合会、石炭鉱業年金基金又は国民年金基金若しくは国民年金基金連合会（以下「健康保険組合等」という。）である場合においては、その健康保険組合等の名称及び所在地、その他の場合においては、原処分をした保険者の機関

三 原処分をした保険者（厚生年金基金及び厚生年金基金連合会、石炭鉱業年金基金、国民年金事業の管掌者並びに国民年金基金及び国民年金基金連合会を含む。以下同じ。）が健康保険組合、厚生年金基金若しくは厚生年金基金連合会、石炭鉱業年金基金又は国民年金基金若しくは国民年金基金連合会（以下「健康保険組合等」という。）である場合においては、その健康保険組合等の名称及び所在地、その他の場合においては、原処分をした保険者の機関

四〇十（略）

四〇十（略）

2
·
3

(略)

2
·
3

(略)

◎国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）

改正案	現行
<p>（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人） 第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。 一 八十六（略） 八十七 企業年金連合会（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第三十九条の規定により企業年金連合会となつた旧厚生年金基金連合会を含む。） 八十八 八十五十（略）</p>	<p>（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人） 第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。 一 八十六（略） 八十七 厚生年金基金連合会 八十八 八十五十（略）</p>

◎国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）

改正案	現行
<p>（継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲）</p> <p>第四十三条 法第二百二十四条の二第一項に規定する公庫等（以下「公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧平和祈念事業特別基金、総合研究開発機構、独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）附則第十条第一項の規定により解散した旧海洋科学技術センター、自動車安全運転センター、預金保険機構、独立行政法人日本万国博覧会記念機構法（平成十四年法律第百二十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本万国博覧会記念協会、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百二十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧通関情報処理センター（航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成三年法律第十八号）による改正前の航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第六条の航空貨物通関情報処理センターを含む。）、中小企業総合</p>	<p>（継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲）</p> <p>第四十三条 法第二百二十四条の二第一項に規定する公庫等（以下「公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧平和祈念事業特別基金、総合研究開発機構、独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）附則第十条第一項の規定により解散した旧海洋科学技術センター、自動車安全運転センター、預金保険機構、独立行政法人日本万国博覧会記念機構法（平成十四年法律第百二十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本万国博覧会記念協会、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百二十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧通関情報処理センター（航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成三年法律第十八号）による改正前の航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第六条の航空貨物通関情報処理センターを含む。）、中小企業総合</p>

事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律附則第四条第一項の規定により解散した旧産業基盤整備基金（特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十三号）による改正前の特定不況産業安定臨時措置法（昭和五十三年法律第四十四号）第十三条の特定不況産業信用基金、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）附則第七条第五項の規定により解散した旧特定産業信用基金及び産業構造転換円滑化臨時措置法（昭和六十二年法律第二十四号）附則第四条の規定による改正前の民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第十四条の産業基盤信用基金を含む。）、企業年金連合会（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）附則第三十九条の規定により企業年金連合会となつた旧厚生年金基金連合会を含む。）、国民年金基金連合会、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構（医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第三十二号）による改正前の医薬品副作用被害救済基金法（昭和五十四年法律第五十五号）第一条の医薬品副作用被害救済基金及び薬事法及び医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部を改正する法律（平成五年法律第二十七号）による改正前の医薬品副作用被害救済・研究振興基金法第一条の医薬品副作用被害救済・研究振興基金を含む。）、独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）附則第三条第一項の規定により解散した旧農林漁業信用基金（同法附則第五条の規定による廃止前の農林漁業信用基金法（昭和六十二年法律第七十九号）附則第三条第一項の規定により解散した旧林業信用基金及び同法附則第七条第三項の規定により解散した旧中央漁業信用基金並びに農業災害補償法及び農林漁

事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律附則第四条第一項の規定により解散した旧産業基盤整備基金（特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十三号）による改正前の特定不況産業安定臨時措置法（昭和五十三年法律第四十四号）第十三条の特定不況産業信用基金、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）附則第七条第五項の規定により解散した旧特定産業信用基金及び産業構造転換円滑化臨時措置法（昭和六十二年法律第二十四号）附則第四条の規定による改正前の民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第十四条の産業基盤信用基金を含む。）、厚生年金基金連合会、国民年金基金連合会、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構（医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第三十二号）による改正前の医薬品副作用被害救済基金法（昭和五十四年法律第五十五号）第一条の医薬品副作用被害救済基金及び薬事法及び医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部を改正する法律（平成五年法律第二十七号）による改正前の医薬品副作用被害救済・研究振興基金法第一条の医薬品副作用被害救済・研究振興基金を含む。）、独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）附則第三条第一項の規定により解散した旧農林漁業信用基金（同法附則第五条の規定による廃止前の農林漁業信用基金法（昭和六十二年法律第七十九号）附則第三条第一項の規定により解散した旧林業信用基金及び同法附則第七条第三項の規定により解散した旧中央漁業信用基金並びに農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律（平成十一年法律第六十九号）附則第三条第四項の規定により解散した旧農業共済基金を含む。）、独立行政法人

業信用基金法の一部を改正する法律（平成十一年法律第六十九号）附則第三条第四項の規定により解散した旧農業共済基金を含む。）
、独立行政法人農畜産業振興機構法附則第四条第一項の規定により解散した旧野菜供給安定基金、独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百二十九号）附則第四条第一項の規定により解散した旧生物系特定産業技術研究推進機構（同法附則第八条の規定による廃止前の生物系特定産業技術研究推進機構法（昭和六十一年法律第八十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧農業機械化研究所を含む。）、独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三百一十一号）附則第五条第一項の規定により解散した旧海洋水産資源開発センター、情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第四百四十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧情報処理振興事業協会、通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律（平成十一年法律第二百一十一号。以下この号において「整理合理化法」という。）第一条の規定による改正前の消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）により設立された製品安全協会（整理合理化法附則第十条に規定する時までの間におけるものに限る。）、基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十号）附則第二条第一項の規定により解散した旧基盤技術研究促進センター、原子力発電環境整備機構、軽自動車検査協会、独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第八十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧自動車事故対策センター、日本小型船舶検査機構、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十四号。次項第五号において

農畜産業振興機構法附則第四条第一項の規定により解散した旧野菜供給安定基金、独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百二十九号）附則第四条第一項の規定により解散した旧生物系特定産業技術研究推進機構（同法附則第八条の規定による廃止前の生物系特定産業技術研究推進機構法（昭和六十一年法律第八十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧農業機械化研究所を含む。）、独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三百一十一号）附則第五条第一項の規定により解散した旧海洋水産資源開発センター、情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第四百四十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧情報処理振興事業協会、通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律（平成十一年法律第二百一十一号。以下この号において「整理合理化法」という。）第一条の規定による改正前の消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）により設立された製品安全協会（整理合理化法附則第十条に規定する時までの間におけるものに限る。）、基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十号）附則第二条第一項の規定により解散した旧基盤技術研究促進センター、原子力発電環境整備機構、軽自動車検査協会、独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第八十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧自動車事故対策センター、日本小型船舶検査機構、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十四号。次項第五号において「騒防法改正法」という。）附則第二条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等

「騒防法改正法」という。) 附則第二条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構(公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十年法律第四十七号) 附則第四条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構を含む。)、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成十四年法律第八十五号。次項第五号において「海洋汚染防止法改正法」という。) 附則第二条第一項の規定により解散した旧海上災害防止センター、独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三十四号) 附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構(通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律(平成四年法律第三十四号) による改正前の通信・放送衛星機構法(昭和五十四年法律第四十六号) 第一条の通信・放送衛星機構を含む。)、日本郵政公社法施行法第四十条の規定による改正前の郵便貯金法(昭和二十二年法律第四十四号) により設立された郵便貯金振興会(日本郵政公社法施行法附則第六条第一項に規定する時までの間におけるものに限る。)、中央労働災害防止協会、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法(平成十四年法律第六十五号) 附則第三条第一項の規定により解散した旧日本障害者雇用促進協会(身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第四十一号) による改正前の身体障害者雇用促進法(昭和三十五年法律第二十三号) 第四十条の身体障害者雇用促進協会を含む。)、中央職業能力開発協会、地方公務員災害補償基金、危険物保安技術協会及び株式会社産業再生機構

2

(略)

に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十年法律第四十七号) 附則第四条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構を含む。)、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成十四年法律第八十五号。次項第五号において「海洋汚染防止法改正法」という。) 附則第二条第一項の規定により解散した旧海上災害防止センター、独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三十四号) 附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構(通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律(平成四年法律第三十四号) による改正前の通信・放送衛星機構法(昭和五十四年法律第四十六号) 第一条の通信・放送衛星機構を含む。)、日本郵政公社法施行法第四十条の規定による改正前の郵便貯金法(昭和二十二年法律第四十四号) により設立された郵便貯金振興会(日本郵政公社法施行法附則第六条第一項に規定する時までの間におけるものに限る。)、中央労働災害防止協会、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法(平成十四年法律第六十五号) 附則第三条第一項の規定により解散した旧日本障害者雇用促進協会(身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第四十一号) による改正前の身体障害者雇用促進法(昭和三十五年法律第二十三号) 第四十条の身体障害者雇用促進協会を含む。)、中央職業能力開発協会、地方公務員災害補償基金、危険物保安技術協会及び株式会社産業再生機構

2

(略)

◎自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）

<p>改正案</p>	<p>別表第十（第六十条の二関係） 一～十八（略） 十九 企業年金連合会 二十～六十三（略）</p>
<p>現行</p>	<p>別表第十（第六十条の二関係） 一～十八（略） 十九 厚生年金基金連合会 二十～六十三（略）</p>

◎ 国税徴収法施行令（昭和三十四年政令第三百二十九号）

改正案	現行
<p>（社会保険制度に基づく給付等） 第三十五条（略） 2・3（略） 4 次に掲げる給付に係る債権は、法第七十七条第一項に規定する債権に含まれないものとする。</p> <p>一（略） 二 厚生年金保険法第九章（厚生年金基金及び企業年金連合会）の規定に基づく一時金で所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十一条第二号（退職手当等とみなす一時金）に掲げる一時金以外のもの 三〇六（略）</p>	<p>（社会保険制度に基づく給付等） 第三十五条（略） 2・3（略） 4 次に掲げる給付に係る債権は、法第七十七条第一項に規定する債権に含まれないものとする。</p> <p>一（略） 二 厚生年金保険法第九章（厚生年金基金及び厚生年金基金連合会）の規定に基づく一時金で所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十一条第二号（退職手当等とみなす一時金）に掲げる一時金以外のもの 三〇六（略）</p>

◎特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）

改正案	現行
<p>（特別障害者手当の支給を制限する場合の所得の範囲）</p> <p>第十一条 法第二十六条の五において準用する法第二十条及び第二十二 条第二項第一号に規定する所得は、地方税法第四条第二項第一号に掲 げる道府県民税についての同法その他の道府県民税に関する法令の規 定による非課税所得以外の所得及び次に掲げる給付であるその他の所 得とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 厚生年金保険法に基づく年金たる給付（同法第三百三十条第三項の 規定に基づき厚生年金基金が加入員又は加入員であつた者の障害に 関し支給する年金たる給付及び同法第五百九条第二項の規定に基 づく企業年金連合会が障害を支給理由として行う年金たる給付を除 き、同法附則第二十八条に規定する共済組合が支給する年金たる給 付を含む。）</p> <p>三〇十八 （略）</p>	<p>（特別障害者手当の支給を制限する場合の所得の範囲）</p> <p>第十一条 法第二十六条の五において準用する法第二十条及び第二十二 条第二項第一号に規定する所得は、地方税法第四条第二項第一号に掲 げる道府県民税についての同法その他の道府県民税に関する法令の規 定による非課税所得以外の所得及び次に掲げる給付であるその他の所 得とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 厚生年金保険法に基づく年金たる給付（同法第三百三十条第三項の 規定に基づき厚生年金基金が加入員又は加入員であつた者の障害に 関し支給する年金たる給付及び同法第五百九条第二項の規定に基 づく厚生年金基金連合会が障害を支給理由として行う年金たる給付 を除き、同法附則第二十八条に規定する共済組合が支給する年金た る給付を含む。）</p> <p>三〇十八 （略）</p>

◎私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（昭和五十二年政令第三百十七号）

改正案		現行									
2・3 (略)	<p>(法第八条第二項第一号及び第二号の政令で定める事業者団体)</p> <p>第八条 法第八条第二項第一号イに該当するものとして政令で定める事業者団体は、次の表の上欄に掲げる法律の規定に基づいて設立された同表の下欄に掲げる団体とする。</p>	2・3 (略)	<p>(法第八条第二項第一号及び第二号の政令で定める事業者団体)</p> <p>第八条 法第八条第二項第一号イに該当するものとして政令で定める事業者団体は、次の表の上欄に掲げる法律の規定に基づいて設立された同表の下欄に掲げる団体とする。</p>								
	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）</td> <td>(略)</td> <td>企業年金連合会</td> </tr> </table>	(略)	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）	(略)	企業年金連合会		<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）</td> <td>(略)</td> <td>厚生年金基金連合会</td> </tr> </table>	(略)	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）	(略)	厚生年金基金連合会
(略)	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）	(略)	企業年金連合会								
(略)	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）	(略)	厚生年金基金連合会								

◎国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）

改 正 案	現 行
<p>第一章～第八章（略）</p> <p>第九章 厚生年金基金及び企業年金連合会に関する経過措置（第二百二条の二―第二百十二条）</p> <p>第十章・第十一章（略）</p> <p>附則</p> <p>第九章 厚生年金基金及び企業年金連合会に関する経過措置</p> <p>（企業年金連合会への準用）</p> <p>第二百十二条 第二百五条から前条までの規定は、企業年金連合会が支給する老齢年金給付について準用する。</p>	<p>第一章～第八章（略）</p> <p>第九章 厚生年金基金及び厚生年金基金連合会に関する経過措置（第二百二条の二―第二百十二条）</p> <p>第十章・第十一章（略）</p> <p>附則</p> <p>第九章 厚生年金基金及び厚生年金基金連合会に関する経過措置</p> <p>（厚生年金基金連合会への準用）</p> <p>第二百十二条 第二百五条から前条までの規定は、厚生年金基金連合会が支給する老齢年金給付について準用する。</p>

◎前払式証券の規制等に関する法律施行令（平成二年政令第九十三号）

改正案	現行
<p>第五条 法第三条第三号に規定する政令で定める前払式証券は、次に掲げる前払式証券とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる者が発行する保健施設、福祉施設又は福祉事業に係る前払式証券</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 厚生年金基金又は企業年金連合会</p> <p>ニ・ホ (略)</p> <p>三・四 (略)</p>	<p>第五条 法第三条第三号に規定する政令で定める前払式証券は、次に掲げる前払式証券とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる者が発行する保健施設、福祉施設又は福祉事業に係る前払式証券</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 厚生年金基金又は厚生年金基金連合会</p> <p>ニ・ホ (略)</p> <p>三・四 (略)</p>

◎財政構造改革の推進に関する特別措置法施行令（平成九年政令第三百四十九号）

改正案	現行
<p>（特殊法人に準ずる法人であつて補助金等が交付されるものの指定） 第六条 法第三十六条に規定する政令で定める法人は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 日本赤十字社、企業年金連合会及び石炭鉱業年金基金</p> <p>四〇七 （略）</p>	<p>（特殊法人に準ずる法人であつて補助金等が交付されるものの指定） 第六条 法第三十六条に規定する政令で定める法人は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 日本赤十字社、厚生年金基金連合会及び石炭鉱業年金基金</p> <p>四〇七 （略）</p>

◎平成十二年度、平成十四年度及び平成十五年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度の改正に伴う経過措置に関する政令
 (平成十二年政令第百八十号)

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>(企業年金連合会への準用) 第九条 前二条の規定は、企業年金連合会が支給する老齢年金給付について準用する。 (企業年金連合会への準用) 第二十五条 前三条の規定は、企業年金連合会が支給する老齢年金給付について準用する。</p>	<p>(厚生年金基金連合会への準用) 第九条 前二条の規定は、厚生年金基金連合会が支給する老齢年金給付について準用する。 (厚生年金基金連合会への準用) 第二十五条 前三条の規定は、厚生年金基金連合会が支給する老齢年金給付について準用する。</p>

◎年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律施行令（平成十三年政令第二十号）

改正案	現行
<p>（住宅設置資金の貸付けを受けることができる法人）</p> <p>第五条 法第十二条第二項第一号の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 厚生年金基金及び企業年金連合会</p> <p>四〇六 （略）</p>	<p>（住宅設置資金の貸付けを受けることができる法人）</p> <p>第五条 法第十二条第二項第一号の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 厚生年金基金及び厚生年金基金連合会</p> <p>四〇六 （略）</p>

◎国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七條第一項の公法人を定める政令
 (昭和三十七年政令第三百九十三号)

改正案	現行
<p>国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七條第一項の政令で定める公法人は、沖繩振興開發金融公庫、核燃料サイクル開發機構、企業年金連合会、危険物保安技術協会、軽自動車検査協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、高圧ガス保安協会、広域臨海環境整備センター、公営企業金融公庫、厚生年金基金、港務局、小型船舶検査機構、国際協力銀行、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民生活金融公庫、国民年金基金、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、自動車安全運転センター、社会保険診療報酬支払基金、住宅金融公庫、首都高速道路公団、消防団員等公務災害補償等共済基金、水害予防組合、水害予防組合連合、石炭鉱業年金基金、石油公団、全国市町村職員共済組合連合会、地方議会議員共済会、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方道路公社、中小企業金融公庫、土地改良区、土地改良区連合、土地地区画整理組合、日本原子力研究所、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本赤十字社、日本中央競馬会、日本電気計器検定所、日本道路公団、日本郵政公社、年金資金運用基金、農業共済組合、農業共済組合連合会、農林漁業金融公庫、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団とする</p>	<p>国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七條第一項の政令で定める公法人は、沖繩振興開發金融公庫、核燃料サイクル開發機構、危険物保安技術協会、軽自動車検査協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、高圧ガス保安協会、広域臨海環境整備センター、公営企業金融公庫、厚生年金基金、厚生年金基金連合会、港務局、小型船舶検査機構、国際協力銀行、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民生活金融公庫、国民年金基金、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、自動車安全運転センター、社会保険診療報酬支払基金、住宅金融公庫、首都高速道路公団、消防団員等公務災害補償等共済基金、水害予防組合、水害予防組合連合、石炭鉱業年金基金、石油公団、全国市町村職員共済組合連合会、地方議会議員共済会、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方道路公社、中小企業金融公庫、土地改良区、土地改良区連合、土地地区画整理組合、日本原子力研究所、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本赤十字社、日本中央競馬会、日本電気計器検定所、日本道路公団、日本郵政公社、年金資金運用基金、農業共済組合、農業共済組合連合会、農林漁業金融公庫、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団と</p>

する。

◎行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号）

改正案	現行
<p>（申請に対する処分及び不利益処分に関する規定の適用が除外される法人）</p> <p>第一条 行政手続法（以下「法」という。）第四条第二項第二号の政令で定める法人は、<u>企業年金連合会</u>、<u>危険物保安技術協会</u>、<u>行政書士会</u>、<u>漁業共済組合連合会</u>、<u>漁船保険中央会</u>、<u>軽自動車検査協会</u>、<u>健康保険組合</u>、<u>健康保険組合連合会</u>、<u>広域臨海環境整備センター</u>、<u>厚生年金基金</u>、<u>港務局</u>、<u>小型船舶検査機構</u>、<u>国民健康保険組合</u>、<u>国民健康保険団体連合会</u>、<u>国民年金基金</u>、<u>国民年金基金連合会</u>、<u>国家公務員共済組合連合会</u>、<u>国家公務員共済組合連合会</u>、<u>市街地再開発組合</u>、<u>自動車安全運転センター</u>、<u>司法書士会</u>、<u>社会保険労務士会</u>、<u>住宅街区整備組合</u>、<u>商工会連合会</u>、<u>水害予防組合</u>、<u>水害予防組合連合</u>、<u>税理士会</u>、<u>石炭鉱業年金基金</u>、<u>全国市町村職員共済組合連合会</u>、<u>全国社会保険労務士会連合会</u>、<u>全国農業会議所</u>、<u>総合研究開発機構</u>、<u>地方議会議員共済会</u>、<u>地方公務員共済組合</u>、<u>地方公務員共済組合連合会</u>、<u>地方公務員災害補償基金</u>、<u>地方住宅供給公社</u>、<u>地方道路公社</u>、<u>地方独立行政法人</u>、<u>中央職業能力開発協会</u>、<u>中央労働災害防止協会</u>、<u>中小企業団体中央会</u>、<u>土地開発公社</u>、<u>土地改良区</u>、<u>土地改良区連合</u>、<u>土地家屋調査士会</u>、<u>土地画整理組合</u>、<u>都道府県職業能力開発協会</u>、<u>都道府県農業会議</u>、<u>日本行政書士会連合会</u>、<u>日本銀行</u>、<u>日本下水道事業団</u>、<u>日本公認会計士協会</u>、<u>日本司法書士会連合会</u>、<u>日本商工会議所</u>、<u>日本税理士会連合会</u>、<u>日本赤</u></p>	<p>（申請に対する処分及び不利益処分に関する規定の適用が除外される法人）</p> <p>第一条 行政手続法（以下「法」という。）第四条第二項第二号の政令で定める法人は、<u>危険物保安技術協会</u>、<u>行政書士会</u>、<u>漁業共済組合連合会</u>、<u>漁船保険中央会</u>、<u>軽自動車検査協会</u>、<u>健康保険組合</u>、<u>健康保険組合連合会</u>、<u>広域臨海環境整備センター</u>、<u>厚生年金基金</u>、<u>厚生年金基金連合会</u>、<u>港務局</u>、<u>小型船舶検査機構</u>、<u>国民健康保険組合</u>、<u>国民健康保険団体連合会</u>、<u>国民年金基金</u>、<u>国民年金基金連合会</u>、<u>国家公務員共済組合</u>、<u>国家公務員共済組合連合会</u>、<u>市街地再開発組合</u>、<u>自動車安全運転センター</u>、<u>司法書士会</u>、<u>社会保険労務士会</u>、<u>住宅街区整備組合</u>、<u>商工会連合会</u>、<u>水害予防組合</u>、<u>水害予防組合連合</u>、<u>税理士会</u>、<u>石炭鉱業年金基金</u>、<u>全国市町村職員共済組合連合会</u>、<u>全国社会保険労務士会連合会</u>、<u>全国農業会議所</u>、<u>総合研究開発機構</u>、<u>地方議会議員共済会</u>、<u>地方公務員共済組合</u>、<u>地方公務員共済組合連合会</u>、<u>地方公務員災害補償基金</u>、<u>地方住宅供給公社</u>、<u>地方道路公社</u>、<u>地方独立行政法人</u>、<u>中央職業能力開発協会</u>、<u>中央労働災害防止協会</u>、<u>中小企業団体中央会</u>、<u>土地開発公社</u>、<u>土地改良区</u>、<u>土地改良区連合</u>、<u>土地家屋調査士会</u>、<u>土地画整理組合</u>、<u>都道府県職業能力開発協会</u>、<u>都道府県農業会議</u>、<u>日本行政書士会連合会</u>、<u>日本銀行</u>、<u>日本下水道事業団</u>、<u>日本公認会計士協会</u>、<u>日本司法書士会連合会</u>、<u>日本商工会議所</u>、<u>日本税理士会連合会</u>、</p>

十字社、日本土地家屋調査士会連合会、日本弁理士会、農業共済組合、農業共済組合連合会、農業協同組合中央会、農水産業協同組合貯金保険機構、防災街区整備事業組合、預金保険機構及び労働災害防止協会とする。

日本赤十字社、日本土地家屋調査士会連合会、日本弁理士会、農業共済組合、農業共済組合連合会、農業協同組合中央会、農水産業協同組合貯金保険機構、防災街区整備事業組合、預金保険機構及び労働災害防止協会とする。

◎保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）

改正案	現行
<p>（保険契約者保護機構が保険業を行う場合の他の法令の適用関係） 第三十七条の四の四 法第二百七十条の六第三項に規定する政令で定める法令は、臨時金利調整法（昭和二十二年法律第八十一号）、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）、損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）、船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）、準備預金制度に関する法律（昭和三十二年法律第三十五号）、国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）、原子力損害の賠償に関する法律、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）、印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）、中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政</p>	<p>（保険契約者保護機構が保険業を行う場合の他の法令の適用関係） 第三十七条の四の四 法第二百七十条の六第三項に規定する政令で定める法令は、臨時金利調整法（昭和二十二年法律第八十一号）、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）、損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）、船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）、準備預金制度に関する法律（昭和三十二年法律第三十五号）、国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）、原子力損害の賠償に関する法律、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）、印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）、中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政</p>

令第三百五十号)、漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)、公認会計士法施行令(昭和二十七年政令第三百四十三号)、貿易保険法施行令、関稅定率法施行令(昭和二十九年政令第五百五十五号)、自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第二百八十六号)、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令(昭和三十年政令第三百十六号)、租稅特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)、割賦販売法施行令(昭和三十六年政令第三百四十一号)、所得稅法施行令(昭和四十年政令第九十六号)、法人稅法施行令(昭和四十年政令第九十七号)、証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)、地震保險に関する法律施行令(昭和四十一年政令第三百六十四号)、印紙稅法施行令(昭和四十二年政令第八号)、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令(昭和四十四年政令第九百九十五号)、油濁損害賠償保障法施行令、國際協力銀行法施行令(平成十一年政令第二百六十六号)、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令(昭和五十二年政令第九百九十九号)、地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令(昭和五十三年政令第二十五号)、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令、前払式証券の規制等に関する法律施行令(平成二年政令第九十三号)、ゴルフ場等に係る會員契約の適正化に関する法律施行令及び疑わしい取引の届出に関する政令とし、臨時金利調整法第一条第一項、消防法第三十三條、相続稅法第五十九條第一項第一号、稅理士法第五條第一項第一号ハ、漁船損害等補償法第十二條第七項、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第三條、住宅融資保險法第二條第三号、油濁損害賠償保障法第十四條第二項、予算決算及び會計令第七十七條第一号及び第百

令第三百五十号)、漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)、公認会計士法施行令(昭和二十七年政令第三百四十三号)、貿易保險法施行令、関稅定率法施行令(昭和二十九年政令第五百五十五号)、自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第二百八十六号)、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令(昭和三十年政令第三百十六号)、租稅特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)、割賦販売法施行令(昭和三十六年政令第三百四十一号)、所得稅法施行令(昭和四十年政令第九十六号)、法人稅法施行令(昭和四十年政令第九十七号)、証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)、地震保險に関する法律施行令(昭和四十一年政令第三百六十四号)、印紙稅法施行令(昭和四十二年政令第八号)、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令(昭和四十四年政令第九百九十五号)、油濁損害賠償保障法施行令、國際協力銀行法施行令(平成十一年政令第二百六十六号)、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令(昭和五十二年政令第九百九十九号)、地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令(昭和五十三年政令第二十五号)、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令、前払式証券の規制等に関する法律施行令(平成二年政令第九十三号)、ゴルフ場等に係る會員契約の適正化に関する法律施行令及び疑わしい取引の届出に関する政令とし、臨時金利調整法第一条第一項、消防法第三十三條、相続稅法第五十九條第一項第一号、稅理士法第五條第一項第一号ハ、漁船損害等補償法第十二條第七項、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第三條、住宅融資保險法第二條第三号、油濁損害賠償保障法第十四條第二項、予算決算及び會計令第七十七條第一号及び第百

条の三第一号及び第二号、中小企業信用保険法施行令第一条の二十四号、漁船損害等補償法施行令第二十四条、公認会計士法施行令第二条第一項第二号、関稅定率法施行令第六十一条の七第一項、自動車損害賠償保障法施行令、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令第一条、割賦販売法施行令第四条の二、証券取引法施行令第一条の九第一号（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二項第一号及び第二十七条の二十八第三項に係るものに限る。）、印紙税法施行令第二十二條第二号、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令第一条第三号、国際協力銀行法施行令第一条、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令第七号、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令第五条、前払式証券の規制等に関する法律施行令第九条第二項第一号、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令第二条並びに疑わしい取引の届出に関する政令第一条第二項の規定の適用については保険契約者保護機構を保險会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第二項、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百十四條の二第一項第五号及び第八項、厚生年金保險法第三百十條第五項及び第五百九條第七項、準備預金制度に関する法律第二条第一項第八号、国民年金法第二百二十八條第五項及び第三百三十七條の十五第六項、所得税法第七十六條第三項第一号及び第四号並びに第七十七條第二項第三号、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、確定給付企業年金法第九十三條、租稅特別措置法施行令第三十九條の三十六、所得税法施行令第七十六條第二項第一号、法人税法施行令附則第十六條第一項、第十七條及び第十八條、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財

条の三第一号及び第二号、中小企業信用保險法施行令第一条の二十四号、漁船損害等補償法施行令第二十四条、公認会計士法施行令第二条第一項第二号、関稅定率法施行令第六十一条の七第一項、自動車損害賠償保障法施行令、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令第一条、割賦販売法施行令第四条の二、証券取引法施行令第一条の九第一号（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二項第一号及び第二十七条の二十八第三項に係るものに限る。）、印紙税法施行令第二十二條第二号、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令第一条第三号、国際協力銀行法施行令第一条、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令第七号、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令第五条、前払式証券の規制等に関する法律施行令第九条第二項第一号、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令第二条並びに疑わしい取引の届出に関する政令第一条第二項の規定の適用については保険契約者保護機構を保險会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第二項、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百十四條の二第一項第五号及び第八項、厚生年金保險法第三百十條第五項及び第五百九條第六項、準備預金制度に関する法律第二条第一項第八号、国民年金法第二百二十八條第五項及び第三百三十七條の十五第六項、所得税法第七十六條第三項第一号及び第四号並びに第七十七條第二項第三号、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、確定給付企業年金法第九十三條、租稅特別措置法施行令第三十九條の三十六、所得税法施行令第七十六條第二項第一号、法人税法施行令附則第十六條第一項、第十七條及び第十八條、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財

産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については生命保険契約者保護機構を生命保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第一項第四号、第三条第一項及び第二項、第六条、第七条並びに第十条第一項、船主相互保険組合法第八条、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百十四条の二第一項第五号及び第八項、自動車損害賠償保障法、原子力損害の賠償に関する法律第八条、所得税法第七十六条第三項第四号並びに第七十七条第二項第一号及び第三号、地震保険に関する法律、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、貿易保険法施行令第二十五条、地震保険に関する法律施行令第三条、油濁損害賠償保障法施行令第三条第一項第三号、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については損害保険契約者保護機構を損害保険会社とみなす。

産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については生命保険契約者保護機構を生命保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第一項第四号、第三条第一項及び第二項、第六条、第七条並びに第十条第一項、船主相互保険組合法第八条、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百十四条の二第一項第五号及び第八項、自動車損害賠償保障法、原子力損害の賠償に関する法律第八条、所得税法第七十六条第三項第四号並びに第七十七条第二項第一号及び第三号、地震保険に関する法律、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、貿易保険法施行令第二十五条、地震保険に関する法律施行令第三条、油濁損害賠償保障法施行令第三条第一項第三号、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については損害保険契約者保護機構を損害保険会社とみなす。

◎厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）

改正案	現行
<p>(退職共済年金の額の特例) 第三十五条 (略)</p> <p>2 企業年金連合会（以下この項及び第三十八条において「連合会」という。）が解散した場合において、当該連合会が厚生年金保険法第三十条第一項に規定する老齢年金給付（以下「老齢年金給付」という。）の支給に関する義務を負っている者が前項の規定により退職共済年金の額が計算されている者であるときは、当該退職共済年金の額は、同項の規定の適用がないものとして計算した額とし、当該連合会が解散した月の翌月から、当該退職共済年金の額を改定する。</p> <p>(連合会の年金給付の特例) 第三十八条 連合会が厚生年金保険法第六十一条第二項の規定により解散基金加入員に支給する老齢年金給付であつて特定退職共済年金の受給権者に支給するもの（加入員であつた継続厚生年金期間をその額の計算の基礎とするものに限る。以下この条において「特定連合会給付」という。）については、同法第六十一条第三項、第六十三条の二及び附則第十三条の二の規定は、適用しない。</p> <p>25 (略)</p>	<p>(退職共済年金の額の特例) 第三十五条 (略)</p> <p>2 厚生年金基金連合会（以下この項及び第三十八条において「連合会」という。）が解散した場合において、当該連合会が厚生年金保険法第三十条第一項に規定する老齢年金給付（以下「老齢年金給付」という。）の支給に関する義務を負っている者が前項の規定により退職共済年金の額が計算されている者であるときは、当該退職共済年金の額は、同項の規定の適用がないものとして計算した額とし、当該連合会が解散した月の翌月から、当該退職共済年金の額を改定する。</p> <p>(連合会の年金給付の特例) 第三十八条 連合会が厚生年金保険法第六十二条の三第二項の規定により解散基金加入員に支給する老齢年金給付であつて特定退職共済年金の受給権者に支給するもの（加入員であつた継続厚生年金期間をその額の計算の基礎とするものに限る。以下この条において「特定連合会給付」という。）については、同法第六十二条の三第三項、第六十三条の二及び附則第十三条の二の規定は、適用しない。</p> <p>25 (略)</p>

◎厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）

改正案	現行
<p>（年金局の所掌事務）</p> <p>第十四条 年金局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 厚生年金基金、企業年金連合会、国民年金基金、国民年金基金連合会及び石炭鉱業年金基金の事業に関する事。</p> <p>四〇六 （略）</p> <p>（年金課の所掌事務）</p> <p>第二百二十六条 年金課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 政府が管掌する厚生年金保険事業と厚生年金基金（企業年金連合会（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の規定により業務を行う場合に限る。）を含む。以下同じ。）に関する制度及び政府が管掌する国民年金事業と国民年金基金（国民年金基金連合会（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定により業務を行う場合に限る。）を含む。以下同じ。）に関する制度の調整に関する事。</p>	<p>（年金局の所掌事務）</p> <p>第十四条 年金局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 厚生年金基金、厚生年金基金連合会、国民年金基金、国民年金基金連合会及び石炭鉱業年金基金の事業に関する事。</p> <p>四〇六 （略）</p> <p>（年金課の所掌事務）</p> <p>第二百二十六条 年金課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 政府が管掌する厚生年金保険事業と厚生年金基金（厚生年金基金連合会を含む。以下同じ。）に関する制度及び政府が管掌する国民年金事業と国民年金基金（国民年金基金連合会を含む。以下同じ。）に関する制度の調整に関する事。</p>

◎行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）

改正案	現行
<p>（法第二条第二号への政令で定める法人）</p> <p>第一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）<u>第二条第二号への政令で定める法人は、沖繩振興開発金融公庫、核燃料サイクル開発機構、関西国際空港株式会社、企業年金連合会、危険物保安技術協会、行政書士会、銀行等保有株式取得機構、警察共済組合、軽自動車検査協会、高圧ガス保安協会、公営企業金融公庫、港務局、公立学校共済組合、小型船舶検査機構、国際協力銀行、国民生活金融公庫、国民年金基金連合会、国立大学法人、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、市議会議員共済会、市町村職員共済組合、指定都市職員共済組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険診療報酬支払基金、社会保険労務士会、住宅金融公庫、首都高速道路公団、証券業協会、商工組合中央金庫、商品先物取引協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、水害予防組合、水害予防組合連合、税理士会、石炭鉱業年金基金、石油公団、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、総合研究開発機構、大学共同利用機関法人、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方職員共済組合、地方道路公社、中小企業金融公庫、町村議会議員共済会、都市職員共済組合、都職員共済組合、土地家屋調査士会、都道府県議会議員共済会、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本勤労者住宅</u></p>	<p>（法第二条第二号への政令で定める法人）</p> <p>第一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）<u>第二条第二号への政令で定める法人は、沖繩振興開発金融公庫、核燃料サイクル開発機構、関西国際空港株式会社、危険物保安技術協会、行政書士会、銀行等保有株式取得機構、警察共済組合、軽自動車検査協会、高圧ガス保安協会、公営企業金融公庫、厚生年金基金連合会、港務局、公立学校共済組合、小型船舶検査機構、国際協力銀行、国民生活金融公庫、国民年金基金連合会、国立大学法人、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、市議会議員共済会、市町村職員共済組合、指定都市職員共済組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険診療報酬支払基金、社会保険労務士会、住宅金融公庫、首都高速道路公団、証券業協会、商工組合中央金庫、商品先物取引協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、水害予防組合、水害予防組合連合、税理士会、石炭鉱業年金基金、石油公団、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、総合研究開発機構、大学共同利用機関法人、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方職員共済組合、地方道路公社、中小企業金融公庫、町村議会議員共済会、都市職員共済組合、都職員共済組合、土地家屋調査士会、都道府県議会議員共済会、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本勤労者</u></p>

協会、日本下水道事業団、日本原子力研究所、日本公認会計士協会、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本司法書士会連合会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本税理士会連合会、日本船舶振興会、日本たばこ産業株式会社、日本たばこ産業共済組合、日本中央競馬会、日本鉄道共済組合、日本電気計器検定所、日本道路公団、日本土地家屋調査士会連合会、日本弁理士会、日本放送協会、日本郵政公社、年金資金運用基金、農水産業協同組合貯金保険機構、農林漁業金融公庫、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路公団、放送大学学園、本州四国連絡橋公団及び預金保険機構とする。

住宅協会、日本下水道事業団、日本原子力研究所、日本公認会計士協会、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本司法書士会連合会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本税理士会連合会、日本船舶振興会、日本たばこ産業株式会社、日本たばこ産業共済組合、日本中央競馬会、日本鉄道共済組合、日本電気計器検定所、日本道路公団、日本土地家屋調査士会連合会、日本弁理士会、日本放送協会、日本郵政公社、年金資金運用基金、農水産業協同組合貯金保険機構、農林漁業金融公庫、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路公団、放送大学学園、本州四国連絡橋公団及び預金保険機構とする。

◎厚生年金基金令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十一号）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（免除保険料率の決定に関する経過措置）</p> <p>第三条 当分の間、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第三十一条の三第一項に規定する免除保険料率は、厚生年金基金令第三十六条の二各号に掲げる場合のほか、厚生年金基金の事業年度の末日における同法第百六十一条第一項に規定する責任準備金に相当する額が同法附則第三十条第二項に規定する過去期間代行給付現価の額に第一条の規定による改正後の同令第六十条の三に規定する率を乗じて得た額を上回っている場合に、当該事業年度の末日の属する年の翌年の四月以降の月分の率として決定するものとする。</p>	<p>附則</p> <p>（免除保険料率の決定に関する経過措置）</p> <p>第三条 当分の間、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第三十一条の三第一項に規定する免除保険料率は、厚生年金基金令第三十六条の二各号に掲げる場合のほか、厚生年金基金の事業年度の末日における同法第百六十二条の三第一項に規定する責任準備金に相当する額が同法附則第三十条第二項に規定する過去期間代行給付現価の額に第一条の規定による改正後の同令第六十条の三に規定する率を乗じて得た額を上回っている場合に、当該事業年度の末日の属する年の翌年の四月以降の月分の率として決定するものとする。</p>